

平成27年

## 第3回美濃市議会定例会会議録

平成27年 6月 8日 開会

平成27年 6月26日 閉会

美 濃 市 議 会

## 平成27年第3回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月8日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告及び行政諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案の上程	5
議案の説明	
議第41号(総務部長 堀部 勉君)	5
議第42号・議第43号(参事兼秘書課長 市原俊美君)	5
議第44号(民生部長(福祉事務所長) 古田和彦君)	6
議案の上程	7
議案の説明	
市議第2号(13番 佐藤好夫君)	7
休憩	8
再開	8
質疑	8
委員会付託省略(市議第2号)	8
討論	8
議案の採決	8
休憩	9
再開	9
休会期間の決定	9
散会の宣告	9
会議録署名議員	10
第 2 号 (6月19日)	
議事日程	11

本日の会議に付した事件	11
出席議員	11
欠席議員	11
説明のため出席した者	11
職務のため出席した事務局職員	12
開議の宣告	13
会議録署名議員の指名	13
議第41号から議第44号までと市政に対する一般質問	13
1 山口育男議員	13
1. 市内小・中学校における英語教育について	13
① 英語教育の現状と今後の方向性はどのようなか。	
2 梅村辰郎議員	16
1. 市内の学校に設置されている遊具の整備計画について	16
① 市内の学校の遊具の整備計画はどのようなか。	
3 岡部忠敏議員	18
1. 土砂災害防止対策について	18
① 土砂災害の防止のために実施された対策及び今後、実施する対策はどのようなか。	
2. 子ども読書活動について	18
① 小・中学校の読書活動の取組みはどのようなか。	
② 市立図書館では読書活動はどのように取組んでいるのか。	
③ 市立図書館と小・中学校図書館の連携、協力はどのようなか。	
④ 市立図書館でも読書記録の記帳を実施できないか。	
⑤ 市立図書館内に無線LAN（Wi-Fi）の設置ができないか。	
4 豊澤正信議員	22
1. 町並みに対する案内表示について	22
① 町並みや駐車場へと誘導する案内表示をよりわかり易く出来ないか。	
休憩	24
再開	24
5 古田秀文議員	24
1. 人口減少対策における移住定住推進政策と空き家対策について	24
① 空き家再調査の結果は、どのようなであったか。	
② 人口減対策の一つUJIターンに対する補助対象事業の拡充はできないか。	
③ 移住定住促進事業の機能強化等を図ることはできないか。	
④ NPO法人美濃のすまいづくりの組織運営並びに機能強化のために市より支援策をだし、専従職員を配置できないか。	
⑤ 空き家利用の移住定住政策業務はどのようなか。	

⑥ 空き家対策関連・移住定住推進業務のワンストップサービスの総合窓口を設置してはどうか。	
⑦ 空家等対策の推進に関する特別措置法施行に向けての条例制定、審議会など今後の動きはどのようなか。	
休憩	34
再開	34
6 梅村栄一議員	34
1. 地方創生事業による地域経済活性化について	34
① 5月25日に「美濃市プレミアム付き商品券」が発売されたが、その販売状況はどのようなか。	
② 今回の事業が、地元商店を利用するきっかけになったことから、さらに持続的に地域活性化を図っていく必要があるものと考えます。今後こういった、地域経済の活性化策として、何か検討がなされているのか。	
③ 地域全体の活性化を促すため、市民の地域社会への貢献活動を応援し、活発化させるとともに、市内店舗等の経済活動の活性化にもつながる「地域通貨」の導入を検討することについて、市としてのお考えはいかがか。	
7 辻 文男議員	38
1. 第5次総合計画と地方創生について	38
① 平成32年の目標人口において、年齢三区分別人口と設定の根拠はどのようなか。	
② 年齢三区分別人口に対する施策はどのようなか。	
③ 第5次総合計画の後半にむけて、地方創生をどのようにからめていくのか。	
2. プレミアム商品券の販売における公平性、平等性について	44
① 市民の不満の声に対してどのように考えるのか。	
② 市長の考える公平性、平等性とは何か。	
休憩	49
再開	49
8 古田 豊議員	49
1. 国土のグランドデザイン2050による美濃市の地方創生について	49
① わくわくふれあいセンターの進捗状況はどうか。	
② 観光による交流人口の増加は商店街活性化や製造業の振興にも大きな影響を与えるが、現在の取組状況と課題は。	
③ 美濃市に訪れる外国人旅行者を増やす手立てはどのように考えているのか。	
④ 美濃市の特性を十分にPRし、災害に強い美濃市の優位性を宣伝し、企業誘致と人口増対策を進めてはどうか。	
⑤ 世界の人口が増大していく中、食料や水の需要、また、木質バイオマスや下水汚泥の固形燃料化等のエネルギーの需要が増えると予想されるが、これら	

の産業を地域の産業として育成してはどうか。	
2. 美濃市の新婚世帯家賃補助金制度について	57
① 新婚のアパート家賃には補助金があるが、新婚で新築したり古家を購入した人にも補助金を出すべきではないか。	
9 永田知子議員	58
1. 留守家庭児童教室の現状と課題について	58
① 市内5箇所の教室の実態は、どうなっているか。	
② 目安とされる基準はあるのか。	
③ 夏季休暇中の利用実態と対応は、どのように成されているか。	
④ これ迄に明かになった問題点は何か。	
⑤ よりいっそう安心して利用できるための環境整備の計画はどのようなか。	
2. コミュニティママ子育てサポート事業について	65
① 概要は、どのようなか。	
② 利用会員、サポート会員の登録状況はどのようなか。	
③ 利用者からはこれ迄に、どんな提案が成されてきたか。	
④ これ迄の事業展開を通しての成果と問題点はどのようなか。	
⑤ 利用者負担金に対する市からの補助は、将来的にみてあり得るかどうか。	
散会の宣告	69
会議録署名議員	70

### 第 3 号 (6月26日)

議事日程	71
本日の会議に付した事件	71
出席議員	71
欠席議員	71
説明のため出席した者	71
職務のため出席した事務局職員	72
開議の宣告	73
会議録署名議員の指名	73
議案の上程	73
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫君	73
民生教育常任委員会委員長 庄司義廣君	73
委員長報告に対する質疑	74
討論	74
議案の採決	74

閉会の宣告 .....	75
市長挨拶 .....	75
会議録署名議員 .....	77
総務産業建設常任委員会審査報告書 .....	78
民生教育常任委員会審査報告書 .....	78

美濃市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成27年6月8日に平成27年第3回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成27年6月1日

美濃市長 武藤 鉄 弘

付議事件名

- 1、平成27年度美濃市一般会計補正予算（第2号）
- 1、美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

平成27年6月8日

平成27年第3回美濃市議会定例会会議録（第1号）



## 議 事 日 程 (第 1 号)

平成27年 6 月 8 日 (月曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第41号 平成27年度美濃市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 4 議第42号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第43号 美濃市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第44号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第 6 までの各事件

(追加日程)

市議第 2 号 地方創生に関する特別委員会の設置について

---

### 出席議員 ( 1 3 名)

1 番	豊 澤 正 信 君	2 番	梅 村 辰 郎 君
3 番	梅 村 栄 一 君	4 番	永 田 知 子 君
5 番	古 田 秀 文 君	6 番	岡 部 忠 敏 君
7 番	辻 文 男 君	8 番	庄 司 義 廣 君
9 番	古 田 豊 君	10 番	太 田 照 彦 君
11 番	森 福 子 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

### 欠席議員 (なし)

---

### 説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	市 原 英 樹 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	堀 部 勉 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	古 田 和 彦 君	産 業 振 興 部 長	林 信 一 君
建 設 部 長	辻 隆 男 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	島 田 利 克 君
教 育 次 長	古 田 俊 彦 君	美 濃 病 院 事 務 局 長 兼 管 理 課 長	柴 田 徳 美 君
建 設 部 参 事 兼 土 木 課 長	須 田 剛 史 君	参 事 兼 秘 書 課 長	市 原 俊 美 君

総務課長 澤村 浩君

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平野 一彦	議会事務局長 議次	武井 誠
議会事務局主査 兼議事調査係長	加藤 広安		

○議長（太田照彦君） おはようございます。

本日は、平成27年第3回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

---

### 市長挨拶

○議長（太田照彦君） 開会に先立ち、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第3回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私とも御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

5月末からの猛暑は、美濃市でも全国第3位を記録するなど、厳しい暑さが続いておりますが、最近は少し涼しくなりまして、体調の崩しやすい時期であります。体調には十分御留意いただきまして、この梅雨どきを乗り切っていただきたいと思っております。

さて、去る5月20日、国内最大級の国際自転車ロードレース「第18回ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ」が開催されました。うだつの町並みを自転車でパレード走行するセレモニーには、8年連続で古田岐阜県知事にも御参加をいただきました。

また、コース沿道では、大変大勢の自転車ファンや市民など、猛スピードで疾走する選手に大きな歓声を送り、園児や小学生が横断幕を掲げ、太鼓の演奏などで、各国から訪れた選手たちを歓迎していただきました。また、大変多くの市民ボランティアの方々の支えによって、選手と観客が一体となり、世界に誇れる素晴らしいステージとなりました。ことしは、昨年度に増して、大変多くの方に御参加をいただきました。

また、本部の美濃和紙の里会館では、昨年末の、本美濃紙の日本の手すき和紙技術がユネスコ無形文化遺産登録を受け、身動きがとれないほど多くの観客の方にもお越しいただき、成功裏に終えることができました。今回も、議員各位を初め多数の市民の皆様、企業の皆様、ボランティアの皆様、そして大会関係者の皆様には、多大なる御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

また、5月25日には、国連食糧農業機関（FAO）が認定する世界農業遺産の国内候補、「清流長良川の鮎」の現地調査が美濃市内でもあり、本美濃紙の紙すきの実演では、みずから体験もされるなど大変興味を示され、認定に向け大きく前進が見られたことと思います。

このほか26日には、20周年を迎えた花フェスタ2015ぎふの美濃市の日には、仁輪加の実演、津軽三味線の演奏のほか、ちぎり絵体験、和紙の花の体験コーナーなど、多くの関係者の皆様に御協力いただき、満開のバラとともに、美濃市の伝統文化を多くの来場者の方々に楽しんでいただくことができました。また、夜間限定のナイトローズガーデンでは、噴水池のほとりに置かれた60基の美濃和紙あかりアート作品が、観客を優しく包み込み、美濃和紙の素晴らしさを多くの方々に実感していただきました。2日間限りの予定でございましたが、大

褒好評のため、6月21日までの金曜日、土曜日と最終日の日曜日にも夜間開催が行われ、あかりアート作品も展示されていますので、多くの皆様に足を運んでいただければと思っております。

今年度も、はや2カ月を経過し、各種事業が本格的に動き出しておりますが、今後も、議会や市民の皆さんの一層の御理解と御協力により、限られた財源の中で、市民の皆さんが安全・安心に暮らすことができ、将来に希望の持てる「住み続けたい美濃市づくり」の実現を目指して最大限努力してまいります。

さて、本日の定例会に審議をお願いいたします案件は、補正予算が1件、条例改正が3件、合計4件でございます。議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明いたしますが、よろしく御審議賜りますようお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

### 開会・開議の宣告

○議長（太田照彦君） ただいまから平成27年第3回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時06分

---

### 諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（太田照彦君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

なお、市長からさきに配付した報第10号及び報第11号、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越計算書の報告、報第12号、地方自治法第243条の3第2項の規定による美濃市土地開発公社の経営状況説明書類の提出がありましたので、御承知をお願いいたします。

---

○議長（太田照彦君） 本日の日程は、さきに通知申し上げたとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田照彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 梅村栄一君、4番 永田知子君の両君を指名いたします。

---

### 第2 会期の決定

○議長（太田照彦君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から6月26日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、定例会の会期は本日から6月

26日までの19日間と決定いたしました。

---

### 第3 議第41号から第6 議第44号まで（提案説明）

○議長（太田照彦君） 日程第3、議第41号から日程第6、議第44号までの4案件について、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第41号について、総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） おはようございます。

それでは、議第41号 平成27年度美濃市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、各種事業の推進に当たり、当面する課題に対応するための所要の補正をお願いするものです。

赤スタンプ1の議案集の2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,066万3,000円を追加して、補正後の予算の総額を88億1,016万3,000円にするものです。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりです。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

3款 民生費は、489万4,000円を追加して、補正後の額を26億9,806万7,000円にするもので、結婚支援事業（地域少子化対策強化事業）の経費です。財源は国県支出金です。

7款 商工費は、30万円を追加して、補正後の額を3億7,562万1,000円にするもので、小倉園嘱託職員の公務災害に対する補償経費です。財源は一般財源です。

10款 教育費は、546万9,000円を追加して、補正後の額を9億2,833万1,000円とするもので、道徳教育地域支援事業25万円、本美濃紙無形文化遺産登録記念事業200万円、学校給食センター調理等業務委託270万円及び運動公園施設管理経費51万9,000円などです。財源は国県支出金25万円、貸付金元利収入のその他財源68万2,000円、一般財源453万7,000円です。

以上、今回の補正総額は1,066万3,000円で、財源は国県支出金514万4,000円、その他財源68万2,000円。一般財源483万7,000円です。一般財源は繰越金でございます。

6ページ以降の説明は省略させていただきます。

以上で、議第41号 平成27年度美濃市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（太田照彦君） 次に、議第42号及び議第43号の2案件について、参事兼秘書課長 市原俊美君。

○参事兼秘書課長（市原俊美君） おはようございます。それでは、議第42号 美濃市積立基

金条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の11ページをお開きください。また、あわせまして赤スタンプ2、議案説明資料の1ページ及び2ページを御参照ください。

今回の改正は、市制60周年記念事業の資金に充てることを目的といたしました市制60周年記念事業基金につきまして、平成26年度でその目的を達成いたしましたため、当該基金の廃止をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、第2条の表中、市制60周年記念事業基金の項を削るものでございます。

附則では、施行日を定めております。

続きまして、議第43号 美濃市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

赤スタンプ1、議案集の12ページをお開きください。あわせまして赤スタンプ2、議案説明資料の3ページ、4ページを御参照ください。

今回の改正につきましては、平成24年の年金制度改正、社会保障・税一体改革関連の法律改正のうち、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行によりまして、共済年金が厚生年金に統一されることに伴いまして、美濃市職員の再任用に関する条例の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、附則第2条の特定警察職員等への適用期日を規定する引用法令の改正に伴いまして、地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号を厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号に改めるものでございます。

附則では、施行日を定めております。

以上で、議第42号及び議第43号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（太田照彦君） 次に、議第44号について、民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） おはようございます。

それでは、議第44号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

赤スタンプ1の議案集13ページと、赤スタンプ2の議案説明資料の5、6ページをお願いいたします。

初めに、条例改正の趣旨についてでございますが、保育所における保健師または看護師の配置につきましては、平成10年厚生省令第51号、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令により、乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、保育所に勤務する保健師または看護師を、1人に限って保育士とみなすことができるとされましたが、「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が本年3月31日に公布されたことに伴い、本年4月1日以降、保育所に係る保育士の数の算定において、保健師または看護師に加え、准看護師につ

いても保育士とみなすことができるとされたことによる改正でございます。

改正条文につきましては、議案説明資料の6ページ、新旧対照表に示させていただいておりますように、条文中の「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改正するものでございます。

附則では、この条例は、公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で議第44号の説明を終わらせていただきます。

御承認のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（太田照彦君） 以上で、4案件の説明は終わりました。

ここで、追加議案の提出がありましたので、議案を配付いたさせます。

〔追加議案配付〕

○議長（太田照彦君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第2号が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### 市議第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（太田照彦君） 市議第2号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第2号について、13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） おはようございます。ただいま追加上程されました市議第2号 地方創生に関する特別委員会の設置について、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

国においては、地方創生に関する関連法が制定され、地方創生に関する緊急的取り組みに対する措置がなされているところでございます。

そのような中、地方においては、地方創生に関する市町村総合戦略を策定し、諸施策の推進及び効果検証などの各段階において、十分に論議されるよう求められています。

美濃市議会においては、美濃市が将来にわたり、魅力的で活力あふれるまちとして持続していけるよう総合戦略の重要性を強く認識するとともに、地方創生の諸施策の対応などを検討するために特別委員会の設置を提案するものでございます。

それでは、議案書をごらんください。

特別委員会の内容につきましては、1. 名称は、地方創生特別委員会。2. 設置の根拠は、地方自治法第109条及び美濃市議会委員会条例第4条。3. 付議事件は、地方創生の諸施策に関すること。4. 委員は、議長を除く全議員。5. 調査の期間は、設置の日から議会が調査終了を議決するまでとし、委員会は議会の閉会中も調査研究できるものとする。

以上ですが、よろしく御審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（太田照彦君） 以上で説明は終わりました。  
これより、議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（太田照彦君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。  
これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に質疑はないものと認めます。  
これをもって質疑を終わります。  
お諮りいたします。ただいま議題の案件につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に討論はないものと認めます。  
これをもって討論を終わります。  
これより採決をいたします。  
市議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、市議第2号は原案のとおり可決いたしました。  
お諮りいたします。ただいま設置されることになりました地方創生特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長より指名いたします。  
名簿を配付いたさせます。

〔名簿配付〕

○議長（太田照彦君） ただいまお手元に配付いたしました名簿のとおり、特別委員会の委員に指名いたします。  
これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸



君を、地方創生特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

---

再開 午前10時35分

○議長（太田照彦君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

地方創生特別委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長に山口育男君、副委員長に岡部忠敏君がそれぞれ互選されました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから6月18日までの10日間休会したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから6月18日までの10日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日午後4時までに、質疑については6月10日の正午までに事務局へ御提出をお願いします。

---

#### 散会の宣告

○議長（太田照彦君） 本日はこれをもって散会いたします。

6月19日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦勞さまでございました。

散会 午前10時36分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年6月8日

美濃市議会議長                    太   田   照   彦

署 名 議 員                    梅   村   栄   一

署 名 議 員                    永   田   知   子

平成27年6月19日

平成27年第3回美濃市議会定例会会議録（第2号）

## 議 事 日 程 (第 2 号)

平成27年 6 月 19 日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第41号 平成27年度美濃市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 3 議第42号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議第43号 美濃市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第44号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 6 市政に対する一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第 6 までの各事件

---

### 出席議員 ( 1 3 名 )

1 番	豊 澤 正 信 君	2 番	梅 村 辰 郎 君
3 番	梅 村 栄 一 君	4 番	永 田 知 子 君
5 番	古 田 秀 文 君	6 番	岡 部 忠 敏 君
7 番	辻 文 男 君	8 番	庄 司 義 廣 君
9 番	古 田 豊 君	10 番	太 田 照 彦 君
11 番	森 福 子 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

### 欠席議員 (なし)

---

### 説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	市 原 英 樹 君
教 育 長	樋 口 宣 直 君	総 務 部 長	堀 部 勉 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	古 田 和 彦 君	産 業 振 興 部 長	林 信 一 君
建 設 部 長	辻 隆 男 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	島 田 利 克 君
教 育 次 長	古 田 俊 彦 君	美 濃 病 院 事 務 局 長 兼 管 理 課 長	柴 田 徳 美 君
参 事 兼 土 木 課 長	須 田 剛 史 君	参 事 兼 秘 書 課 長	市 原 俊 美 君
総 務 課 長	澤 村 浩 君	総 合 政 策 課 長	河 村 泰 宏 君
市 民 生 活 課 長	西 部 生 男 君	健 康 福 祉 課 長	篠 田 博 史 君
産 業 課 長	成 瀬 孝 子 君	美 濃 和 紙 推 進 課 長	辻 幸 子 君

都市整備課長	野田 勉 君	教育委員会 教育総務課長兼 学校再編推進室長	猿渡 篤子 君
教育委員会 学校教育課長	中島 玲子 君	教育委員会 人づくり文化課長	北村 道弘 君

---

職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	平野 一彦	議会議務局長 次	武井 誠
議会議務局主査兼 議事調査係長	加藤 広安		

## 開議の宣告

○議長（太田照彦君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

では、ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

○議長（太田照彦君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田照彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 古田秀文君、6番 岡部忠敏君の両君を指名いたします。

---

### 第2 議第41号から第5 議第44号までと第6 市政に対する一般質問

○議長（太田照彦君） 日程第2、議第41号から日程第5、議第44号までの4案件を一括して議題といたします。

日程第6、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私は、発言通告書に従い、市内小・中学校の英語教育について、英語教育の現状と今後の方向性はどのようなか、一括で質問いたします。

表題の質問に関しましては、1回目の質問が、平成12年第2回定例議会において、国際社会に対応するべく小・中学校における英語教育についてをお尋ねさせていただきました。当時、文部省では、現在の文科省でございますが、英語を第2の公用語と位置づけ、小学校教育への導入を検討するという施策を発表し、その当時の教育長の答弁では、学習指導要領に基づき、基礎的な能力を身につけるだけでなく、言語及びそれを育んできた文化に対しても深い関心を持つよう教育が進められており、国際理解やコミュニケーション能力の育成に努めているとの御答弁をいただきました。

その後、平成16年第2回定例議会におきましても同じ内容の質問をさせていただき、当時、文部科学省は、国際理解のためにも、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できる外国語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の育成を小学生のうちから教育していくことを一つの授業として取り組んでいくよう、各県の教育委員会にも指導を行ったところでございます。

美濃市ではどうか。美濃市では、小学生ジョイフル英語学習推進事業の県の指定を契機に、

英語活動を継続して取り組んでいるとの御答弁をいただきました。

そこで、今回、第3回目の質問になりますけれども、改めて現在の英語教育の状況や今後の方向性についてお伺いするものであります。

現代社会に目を向けますと、IT関連、観光、食文化、教育環境など、さまざまな分野においてグローバル化が急速に進展しています。これからの時代を担っていく子供たちがこれからの社会に対応していくためには、外国語、とりわけ国際共通語としての英語の能力を十分に身につけることは必須であり、急務であると考えます。

また、現代の子供たちは、自分や他者の感情や思いを表現したり、それを受けとめたりする表現力や理解力に乏しいとされております。子供たちが豊かな人間関係を築いていくためには、言語によるコミュニケーション能力を身につけることが重要であると思えます。

急速に進むグローバル化に対応するために、どんな能力が求められているのか。

1つ目としまして、異なる国や文化の人々と英語をツールとして用いた円滑なコミュニケーションを図る能力。

2つ目に、異なる国や文化の人々と臆せず積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度。

3つ目には、相手の文化や社会的背景を踏まえた上で、相手の意図や考えを理解し、自分の考えを相手に明確に伝える能力。

以上のような3項目が重要であると捉えられております。

これらの能力を子供たちが身につけるには、できる限り早期からの取り組みが必要なのではないでしょうか。

その上での英語教育、すなわち小学校における英語教育の充実が重要になってきます。そして、小学校で養われた英語能力の素地をもとに、中学校における英語教育がさらに充実したものであり、発展していくことが求められるものであると考えます。

本市においては、こういった英語教育の必要性・重要性を鑑み、平成4年度から、中学校を中心としてAET授業を展開し、英語を母国語とする外国人英語指導助手を市内に、当時1人ではありますが、配置しております。平成12年にはJETプログラム、いわゆる外国語指導等を行う外国青年招聘事業を実施し、さらには当時の美濃市の教育プランの施策の一つとして国際理解教育の推進を掲げ、全市的に学校教育の中で英会話のできる実践的な英語活動の充実を図りたいと考え、平成16年度より、英語教育の一層の充実を図るため、外国人英語指導助手1人に加えて日本人英語指導助手4人を配置いたしております。

小学校の英語活動、中学校の英語の授業全てにおいてチームティーチングを実施しておられるようですが、英語指導助手ばかりでなく、外国の芸術家招聘など、国際文化交流がかねてより盛んに行われ、文化的には国際化が進んできておりますが、小・中学校の英語教育は現在どのように行われているのか、また今後どのように英語教育のさらなる充実を図っていくのか、その方向性について教育長にお尋ねをいたします。

○議長（太田照彦君） 教育長 樋口宣直君。

○教育長（樋口宣直君） おはようございます。

山口議員の一般質問、美濃市の小・中学校における英語教育についてお答え申し上げます。

議員御発言のように、社会のあらゆる面でのグローバル化に対応するためには、国際的共通語となっております英語によるコミュニケーション能力、これを身につけるといことは重要であり、幼児期から英語を耳にすることは非常に大切であると、教育委員会としましても捉えております。

市内の幼稚園・保育園の中には、外国人講師とともに歌や簡単な会話を楽しんだり、英語の絵本や紙芝居の話の聞いたりするなど、幼児期から英語を耳にする機会を設けている園もございます。

小・中学校では、外国語活動あるいは英語の授業において、英語を通じて言語や文化についての理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、英語によるコミュニケーション能力を養うことを目標にして指導に努めています。

小学校では、発達段階を踏まえ、体験的に理解を深めることや、英語の音声、基本的な表現になれ親しませることを大切にしております。高学年においては、外国語活動として年間35時間、授業として位置づいており、文部科学省より配付されている学習補助教材をベースに指導を行っております。また、低学年、中学年におきましては年間10時間程度、児童の実態に応じて、学校ごとの年間指導計画に基づいて指導しております。

小学校では、コミュニケーションの基礎となる「話す・聞く」ことを中心にしながら仲間とかかわる活動を大切にしており、例えばジェスチャーをつけての英語の歌、挨拶や自己紹介、仲間へのインタビュー活動など、ゲーム的要素を多く取り入れ、児童が楽しく意欲的に取り組むことができるように工夫しております。また、電子黒板を活用し、視覚的に理解が深まるよう、工夫もしております。

中学校では、全学年、年間140時間、英語の授業を行っております。小学校で培った素地を生かして聞く・話すに加えて、読む・書くの初歩的な英語能力を養う指導をしております。小学校の指導と同様に、ペアワークやグループワーク等の学習形態を工夫し、相手意識を持って取り組む活動を多く取り入れることによって、互いの考えや気持ちを英語で伝え合うコミュニケーションを大切にしております。また、自分自身にかかわることや身の回りの出来事などを話題にすることにより、実践的に英語を使うことができることを目指しております。

今後は、小学校での学習を踏まえ、中学校の学習が一層効果的に展開されるよう、現在年4回実施しております小・中学校教員の合同研修会や研究会のあり方をさらに検討し、英語教育における小・中学校の連携をより推進してまいります。

また、国や県、あるいは市の研修機関が設けております、教員自身の英語力の向上を狙いとした研修や英語の指導力の向上を狙いとする研修に、より多くの教員が積極的に参加することを促します。このことにより、児童・生徒が英語に触れる機会をより多くし、中学校の学びが高等学校へ円滑につながるよう、児童・生徒の実態に応じて、英語で英語を教えることを目指します。そして、国がかねてより目標にしている「英語が使える日本人」の育成を



目指して、美濃市の英語教育の充実を図ってまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

[12番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 御答弁ありがとうございました。

今、答弁をお聞きしまして、当時よりはかなり進んでいるんじゃないかなあというふうにも実感をしたところでございます。御答弁にもありましたが、児童・生徒ばかりではなく、小・中学校教員の人々のスキルアップや英語の指導力の向上等を、研修会等を重ねてやっていくということでございますので、そのことを切にお願い申し上げます。

さらには、英語で英語を教えることができることが当たり前になるように、今、国や文部科学省でも目標に掲げております「英語が使える日本人」の育成をお願い申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（太田照彦君） 次に、2番 梅村辰郎君。

○2番（梅村辰郎君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は、発言通告書に従い、一般質問、市内の学校に設置されている遊具の整備計画について、教育長にお尋ねいたします。

子供は、遊びを通じてみずからの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面などが成長していくものと思います。集団の遊びの中での自分の役割を確認するなどのほか、遊びを通じてみずからの創造性や主体性を向上させていくものと考えます。また、遊具は多様な遊びの機会を提供し、子供の遊びを促進させるものであります。

そこで、美濃市には5つの小学校があります。それぞれの学校には、ブランコ、鉄棒などの遊具が設置されていますが、学校は学習の場であることはもちろんのこと、生活の場でもあります。

子供たちが自由に伸び伸びと遊べる遊具は、子供たちがコミュニケーションを図る上で重要な場所であるとともに、近年、子供の体力低下が叫ばれている中で、遊具で遊ぶことにより体力強化につながっていくのではないかと思います。

また、小学校における遊具を含めた施設・設備の設置については、文部科学省の小学校設置基準があり、この中で「小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない」と規定しております。

これを受けて、小学校施設整備指針では「固定施設などは、児童の発達段階、利用状況などに応じ、必要な種類、数等を検討し、十分な安全性及び耐久性を備えた仕様のもを選定することが重要」である。指針の低学年用野外運動場での部分では「固定施設などは、児童の発達段階、利用状況などに応じ、十分安全であるとともに、運動技能の向上につながるよう計画することが望ましい」などと規定しています。

以上のようなことを踏まえ、市内の小学校に設置されている遊具の現状を調査しましたところ、一部の遊具が故障のため使用できない状態になっていることがわかりました。せつか

く設置されている遊具が使用禁止になっていては、意にかなわないばかりか、長期にわたれば危険性を伴うおそれもあります。

そこで、市内の学校に設置されている遊具の整備計画はどのようなか、教育長にお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（太田照彦君） 教育長 樋口宣直君。

○教育長（樋口宣直君） 梅村議員御質問の、市内の学校の遊具の整備計画はどのようなかについてお答えをいたします。

子供は、遊びの中で多くのことを学び、望ましい成長をしていくために必要な力、例えば身体の調整力や体力、仲間とのコミュニケーション力や仲間を思いやる心、創造性や社会的ルールなどを身につけていきます。

遊具は、多様な遊びを経験できる絶好の場でもあり、子供の望ましい心身の発達にとって必要不可欠なものと考えております。

現在、市内の5つの小学校全てに遊具を設置しております。

遊具の使用に当たっては、子供の安全を確保し、事故等が起こらないよう、学校保健安全法及び同法施行規則で定められた安全点検を確実に実施するとともに、各学校では学校安全計画を策定し、遊具を含めた施設の不備、異常の早期発見、事故防止に努めております。

また、毎年定期的に行っております専門の業者による劣化及び保守点検では、その判定結果に基づき、安全確保を図る上で支障があると認めたものは遅滞なく使用禁止とし、軽微な修繕で済むものについては必要な修繕等の措置を講じております。

このことにつきましては平成27年3月の一般質問でも答弁しておりますが、使用禁止にしている遊具も含め、遊具の必要性について、現在、学校と協議・検討を進めているところでございます。

その結果に伴い、修繕等のできるものについては早急に対応し、取りかえ等必要なものについては秋までに調査を行いまして、結果をまとめ、新年度予算で対応し、整備を図ってまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

〔2番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 2番 梅村辰郎君。

○2番（梅村辰郎君） 御答弁ありがとうございました。

冒頭でも申し上げましたように、遊具は子供たちの遊びを促し、あるいは遊びに変化を与え、それを通じて子供の成長に作用する。また、一般家庭ではできない身体全体を動かしての遊びや多人数での遊びを楽しむことができ、子供の身体的、精神的、社会的な成長に大変重要なことであります。

そこで、答弁にもありましたが、修繕できるものは早急に対応し、取りかえが必要なものは一日も早い整備をしていただくよう強く要望を申し上げます、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（太田照彦君） 次に、6番 岡部忠敏君。

○6番（岡部忠敏君） おはようございます。

通告に従いまして、2点の一般質問をさせていただきます。

1点目は土砂災害防止対策について、2点目は子供の読書活動について、お尋ねいたします。

日本は傾斜の急な山が多く、台風や大雨、地震などが多くて、地形的にも、気象的にも、条件によっては土砂災害が発生しやすい国土環境にあります。ここ数年の土砂災害の発生件数は、年間で1,000件を越えております。平成26年では1,184件の土砂災害が発生しております。

昨年の11月22日には長野県北安曇郡小谷村の地すべり、同じく8月では集中豪雨によります山口県岩国市の崖崩れや、兵庫県丹波市、そして広島県広島市の土砂流は記憶に新しい、著しい土砂災害でありました。

国土交通省のまとめによりますと、全国の土砂災害警戒区域等の指定状況を見ますと、岐阜県は、長野県、福岡県に次いで3番目であり、1万5,011区域の土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンがあり、そのうちの1万3,729区域が土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンとなっております。

この美濃市においても、イエローゾーンが337区域、そのうちレッドゾーンが312区域あります。これらの警戒区域は、平成25年に美濃市土砂災害ハザードマップとして作成され、避難場所や避難経路も記載されております。これは、市民の皆様と話し合いながら作成された土砂災害ハザードマップであります。

そこで、建設部長にお尋ねいたします。

本市で土砂災害の防止のために実施してまいりました対策と、今後、これから実施する予定の対策について、お尋ねいたします。

次に、子供読書活動について、教育次長にお尋ねいたします。

読書のもたらす恩恵は、知的で心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に欠くことのできないものであります。そして、読書活動は、子供が言葉を学び、その感性を磨いて表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであります。

しかし、近年では、テレビやインターネット動画サイトなど、さまざまな情報メディアが発達、普及しており、生活環境の変化と幼児期からの読書の習慣ができていないために、子供の読書離れが指摘されております。さらに、書籍の出版点数も減り、書店の数も減っております。これでは、書籍とめぐり会う機会を少なくしておるところであります。

そこで、子供にとってよりよい読書環境づくりを進めるために、1つ目、小・中学校の学校図書館の読書活動の取り組みはどのようなようであるか。

2つ目として、地域の知の拠点としての市立図書館では、読書活動はどのように取り組んでおられるのか。

3つ目として、市立図書館と小・中学校図書館の連携・協力はどのようなになっているのか。

4つ目として、小・中学校の図書館では、読んだ本を読書記録として残しております。この読書記録は、読書の達成感や読書意欲を高めるための一助となっているのではないかと考えておりますが、市立図書館でも読書記録を実施できないのでしょうか。

5つ目として、市立図書館にパソコンを持ち込み、調べものや学習に使いたいとの市民の声を聞いております。そのために、使えるように無線LANを設置してほしいと思っております。近隣の市では既に図書館内に無線LANが整備されているところもありますが、美濃市においてはどのようなようですか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（太田照彦君） 建設部長 辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） 皆さん、おはようございます。

岡部議員の一般質問1点目、土砂災害防止対策についての土砂災害防止のために実施された対策及び今後実施する対策はどのようなかについてお答えいたします。

森林に囲まれた本市においては、津波の心配はございませんが、土砂災害や洪水による浸水での災害が心配される地域でございます。こういった地域の中で、市民の皆様が安全で安心して暮らしていくために、急傾斜崩壊対策事業や土砂流出危険溪流対策事業、洪水対策事業を実施しているところでございます。

過去10年間に実施しました対策事業としまして、急傾斜崩壊対策事業では、前野地区ほか4カ所を実施し、土砂流出危険溪流対策事業では、小倉谷ほか4河川の砂防工事を実施しております。また、洪水対策事業としまして、床上浸水対策特別緊急事業により、生櫛、志摩地内におきまして長良川の土砂しゅんせつを実施いたしました。そのほか、長良川、板取川、余取川の局部河川土砂しゅんせつを実施してきました。

近年では、平成26年度に土砂災害の危険区域・浸水区域を明記した土砂災害ハザードマップを作成し、関係する自治会の全世帯に配布し、危険箇所の周知を図ってまいりました。

また、洪水対策事業としまして、現在、立花地内において河川護岸かさ上げ工事を実施しており、平成29年度の完成予定となっております。土砂流出危険溪流対策事業では、平成26年度から亀野谷の砂防事業が実施されており、今年度用地買収を行い、平成28年度から平成30年度にかけ、工事が実施される予定でございます。

今後につきましては、市民の皆さんが安全・安心で生活ができるよう、急傾斜崩壊対策、土砂流出危険溪流対策、洪水対策について、危険性の高いところから計画的に県と連携して実施してまいりたいと考えております。

最後になりますが、今年度、市の総合防災訓練は、洲原地区におきまして、局地的なゲリラ豪雨による土砂災害や洪水等を想定した避難訓練を重点に実施する予定でございます。

梅雨に入り、台風や豪雨、洪水の発生しやすい時期となってきております。土砂災害ハザードマップは市のホームページにも掲載をしておりますので、市民の皆様にはいま一度確認をお願いしまして、回答とさせていただきます。

○議長（太田照彦君） 教育次長 古田俊彦君。

○教育次長（古田俊彦君） 皆さん、おはようございます。

岡部議員の一般質問2点目、子供の読書活動についての1つ目、小・中学校の読書活動の取り組みはどのようにについてお答えします。

まず市内の小・中学校における読書活動の現状についてお答えします。

各学校では、豊かな心の育成と情報活用能力の育成を狙いとして、毎年作成する図書館教育全体構想に基づいて、読書指導年間計画と図書館利用指導年間計画を立て、指導に努めています。

各学校ごとに工夫のある取り組みが展開されています。例えば、全ての小学校において、読書の習慣化を図るために朝の読書タイムを設けたり、読書の楽しさを味わわせるために、図書委員会の児童や教師、あるいは地域の方による読み聞かせを行ったりしています。

また、学年ごとに推薦図書や「先生のお薦めする本」を設けたり、気に入った本を友達に紹介する読書郵便の取り組みをしたりして、児童・生徒が進んで本を手にする機会をつくっています。

さらに、図書館まつりと名づけた行事を年に数回位置づけ、読書に対する関心が高まるように、読書の目当て達成を意図した読書パズルや本の内容にかかわる読書クイズなどを企画しています。

また、読書に関する個人カルテを活用し、学級担任や図書館司書職員が一人一人に応じた助言をしています。

また、情報センターの機能を果たすために、教科などの学習内容に関連する図書を取りそろえた特設コーナーの設置、調べ学習の作品閲覧コーナーの設置など、児童・生徒が自分の学習課題を解決するために利用しやすい図書館の環境づくりに努めています。

さらには、市立図書館や市内他校の図書館と連携をして自校にない本を借り受けることも行っております。

次に2つ目、市立図書館では読書活動はどのように取り組んでいるのかについてお答えします。

子供にとって美濃市図書館は、豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所であり、保護者にとっても、子供に読ませたい本を選択したり、子供の読書について図書館司書に相談できる場所です。

このように、図書館が子供にとって利用しやすい場所であるために、2階に児童図書室を設け、子供が主体的に読みたい本を選択するための有効な手段の一つとして、図書検索コーナーを近くに設置しています。

また、乳児の7カ月健康相談にあわせて、絵本との出会いの大切さや絵本の選び方や読み聞かせのポイントを保護者に説明したり、毎週土曜日と毎月第3火曜日に図書館2階の「おはなしのへや」でボランティアスタッフによる読み聞かせを行ったりしております。

そのほかにも、移動図書館や読みたい本のリクエストに応えたり、産業祭で廃棄本の無料配布、各地区ふれあいセンター窓口での図書返却サービスなどを実施しています。

なお、児童書の蔵書数は、この5年間で2,348冊ふやし、全蔵書数の31.5%を占めるなど、子供の読書環境を整え、昨年度的美濃市図書館を利用できる利用者カードの15歳以下の登録者数は1,603人で、小・中学校児童・生徒の98%以上が登録しており、図書貸出数は1万8,710冊で、全貸出数の25%を占めております。

次に3点目、市立図書館と小・中学校図書館の連携、協力はどのようなかについてお答えします。

学校での調べ学習など、必要に応じ、貸出依頼があった本を大量・長期に貸し出したり、読書活動での取り組みでもお答えした移動図書館では、より多くの子供に読書の機会を提供できるよう、美濃市図書館から離れた地域にある小学校の意向をお聞きし、牧谷小、大矢田小、藍見小、中有知小について、年3回、1人当たり2冊を目安に、さまざまなジャンルの本を学校へ運び、貸し出すことを行い、各校毎回100人程度の児童が利用しています。

また、美濃市図書館が校区にある美濃小では、夏休み中の市図書館の利用を奨励するため、学校の要請により「市立図書館ポイントカード」の取り組みに協力しています。

なお、年5回程度開催される学校の図書館司書職員を対象とした研修にも市の図書館司書が参加し、児童書や新刊書の紹介や、子供たちが希望する本の情報交換やアドバイスを行ったりしています。

次に4点目、市立図書館でも読書記録の記帳が実施できないかについてお答えします。

読書記録につきましては、貸出時に本の名称や返却予定日などが印刷されたシートを発行しているため、個人的にそれをファイルしたり、記録したりしてみえますので、図書館としては個人向けの読書記録の記帳などは行っていません。

ただ、子供向けとして、各自が読書記録を作成することでさらに読書意欲を高め、読書活動を推進することができるような、手書きで記帳できる読書通帳が導入できないか、検討していきたいと思っております。

次に5点目、市立図書館内に無線LAN（Wi-Fi）の設置ができないかについてお答えします。

現在、市の施設でWi-Fi環境が整備されているのは、美濃和紙の里会館、旧今井家住宅、山田家ギャラリー、道の駅美濃にわか茶屋などがあります。

今後、増加が見込まれる観光客のニーズに対応するため、市内にWi-Fiスポットをふやしていく計画がありますが、美濃市図書館においては、図書館としての機能とWi-Fi利用の関連性をよく考えながら検討していきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 6番 岡部忠敏君。

○6番（岡部忠敏君） 要望があります。

乳幼児の7カ月健康診断にあわせて、絵本の選び方、読み聞かせのポイントを説明しております。そのときに、市のほうで推奨する絵本を1冊贈呈することはできないでしょうか。

要望いたします。

そして2つ目、市立図書館の利用促進を図るために、市立図書館のホームページに読書活動の取り組み内容を掲載して、市民の皆様にPRすべきだと思っております。そのためには、ホームページの更新をお願いしたいと思います。

3つ目の要望としまして、子供たちが生涯を通じた宝物である読書習慣を身につけてもらうためにも、図書館や学校、家庭で一体となって読書環境を整備していかなければならないと思っております。子供を取り巻く環境の整備を進めていっていただきたいと強く思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（太田照彦君） 次に、1番 豊澤正信君。

○1番（豊澤正信君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は、発言通告書に従い、一般質問、町並みに対する案内表示について、一括質問で建設部長にお伺いをいたします。

近年、この町並みも本当に皆さんに認識していただきまして、観光客が毎年どんどんふえております。ことしに入ってから本当に多くなったというふうに、私どもも実感しております。

そんな中で、観光客が美濃にお越しになる場合に、マイカーでお見えになる方、そしてまたバスでお見えになる方、そんな観光客がさまざまでございますけれども、まずマイカーでお見えになるお客さんから、私は町並みの中に自宅を持っておりますのでよく家の前で観光客から、町並みに見学をしに来たんですけれども駐車場はありませんかと、こんなようなお尋ねをよくされます。それは町並み内での案内表示がわかりにくく、駐車場の場合は「ふれあい広場P」と、こんなような看板表示が数カ所ありますけれども、観光駐車場という意味合いでとっていただける観光客が少ないように思います。

私の自宅はふれあい広場から150メートルほど離れた常盤町の交差点近くにありますが、そこでもよく、ふれあい広場Pとその交差点の中に書いてあるのにもかかわらず、済みません、駐車場はありませんか、こういうふうに聞かれます。

そして、観光客が感覚的に理解していただけるような表示が必要になってきたのではないのでしょうか。例えば市営駐車場などという明記をされると、非常にわかりやすいような気がいたします。

そして、最近、マイカーでお越しの観光客は、ナビを利用してまちの中に入ってみえます。美濃のうだつの町並みということで入ってきますと、一番最初に目につく駐車場が加治屋町の駐車場、そして俵町の駐車場、ここの駐車場は10台ぐらいしか置けません。そんな中で、あいにく駐車場が満車の場合に、満車の場合はふれあい広場Pへというアクセスの表示がありますけれども、観光客は、ふれあい広場Pという、収容台数、そして観光駐車場という意味が理解できないがために、各加治屋町、俵町の駐車場に空車ができるまで待つというケースが多いようです。以前、加治屋町の駐車場におきましては5台ほど車が待っていたところを私は拝見いたしました。その中で、私は口で、ふれあい広場Pというところは大きいんで

すよということを教えてあげました。そして、このふれあい広場Pという表示を変える必要があるんじゃないかなあというふうに思っております。

そして、町並みの表示の中で、徒歩用の表示と車両用の表示が混在しております。うだつの町並み通りということで矢印が書いてありますけれども、進行方向に向かい逆方向の表示があるところがございます。そしてまた、町なかは景観を配慮した表示がしてあるものから、目立たない表示が特にこのことで逆効果に働きます。進行方向に逆走してしまう観光客の方が多いということがございます。そのあたりも一つ工夫が必要な時期じゃないかなあと、ちょうど加治屋町の一方通行の出口でございますけれども、ここにはやはり逆走の車が多いので、わざわざ警察が左折できませんという大きな表示がしてあります。そんなところも一つ考える時期に来ているんじゃないかなあというふうに思います。

そしてもう1つ、この町並みの特徴というのか、バスで駐車場から徒歩でお越しになった観光客が、町並みの中でよく方向感覚がなくなり、迷うというケースが多々あります。私どもものところへも、バスで来たんですけども駐車場へどういうふうに行ったらわからないんですよと、このようなお尋ねをされる観光客があります。このあたりもやはり駐車場表示をある程度徹底していかなきゃだめな面かというふうに、私は思っております。

ユネスコの文化登録をいただきまして、観光客がふえる中で、やはりこのような優しい表示に変えていく必要な時期に来ているんじゃないかというふうに、私は思っております。

以上を私の一般質問とさせていただきますけれども、御答弁のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（太田照彦君） 建設部長 辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） ただいまの豊澤議員の一般質問、町並みに対する案内表示についての町並みや駐車場へと誘導する案内表示をよりわかりやすくできないかについてお答えいたします。

うだつの町並みの案内サインは、平成16年度に町並み整備事業におきまして設置されております。その際には、当地区は伝統的建造物群保存地区であることことから、配置、大きさ、色彩、デザイン等は、町並み景観保全委員会の意見をお聞きしまして、周辺の町並み景観と調和したものになるよう配慮しております。

近年、うだつの町並みの認知度が高まり、多くの観光客が訪れるようになってまいりました。その結果、当時設置しましたサイン等では十分でなく、わかりにくい箇所も出てまいりました。御不便をおかけしております。

国内外から多くの観光客を迎える中で、観光客が東海北陸自動車道美濃インターをおり、国道156号線を北上し、わかりやすく駐車場に誘導する必要があるとございます。あわせて、観光客の導線に配慮し、案内誘導看板につきましては、迷わず観光でき、現在位置や戻る場所が一目でわかる心配りが必要であると考えます。

議員御指摘のように、当時設置しました誘導サインでは不便になっていきますので、改めてさまざまな角度から観光客の目線で捉えた場合の対応を考えていきたいと思っております。



現在、うだつの町並みの駐車場は、乗用車用に加治屋町駐車場、俵町駐車場、観光ふれあい広場駐車場、殿町駐車場、小倉公園駐車場がございす。また、バス用では観光ふれあい広場に駐車場がありますが、わかりやすく誘導していくことが必要でございす。

また、うだつの町並み内には一方通行の箇所がございすので、特に遠方から初めて車で訪れられた観光客は、一瞬の判断となります。逆走しないよう、早急に対策を講じなければならぬと考えておりす。

今後も、現在ある案内看板や誘導サインの設置場所、大きさ、向き、内容を常に検証し、景観に配慮しながら、誰もがわかりやすい案内表示にしながら、おもてなしの心を持って訪れたいまちづくりを目指してまいりたいと思ひます。

なお、外国人観光客が増加している中で、本年度に外国語併記の案内看板や誘導サインを新たに追加設置する予定でございす。

以上で回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 1番 豊澤正信君。

○1番（豊澤正信君） ありがとうございます。

やはり観光客が訪れるというこの時期が一番の美濃市にとってもチャンス、そんなところを皆さんの認識を一つにしていきながら、訪れたいまち、そしてまたリピーターを連れて、リピーターがまたリピーターとなってどんどん観光客がふえていくまちづくり、そんなところを私どもは本当に期待するところでありす。

私の一般質問はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（太田照彦君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（太田照彦君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 皆様、こんにちは。

発言通告に従いまして、一般質問、人口減対策における移住定住推進政策と空き家対策について、7点を一問一答にて行いたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

本年は、美濃市第5次総合計画の5年目に当たりまして、前期計画の検証を行う重要な年でありす。まちづくり指標に示された数値、これを丁寧にしっかりと検証されて、目標に達し得なかつた事業に関しましてはその原因を調査し、課題克服のために今後の総合計画に反映していただきたいと思ひておりす。

さて、そうした中、国は人口減少対策として、まち・ひと・しごと創生法を施行いたしました。今回は、その総合戦略の中の基本目標2に上げてありす、地方への新しい流れをつくる、そして4に書いてありす、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとも

に、地域と地域を連携するについて質問を進めていきたいと思っております。

まず、「まちの創生」の政策パッケージに、「しごと」「ひと」の好循環を支える「まち」の活性化がうたっています。その中に、空き家対策の推進が重要な施策の一つとなっております。

昨年の6月議会、空き家対策について一般質問がございました。建設部長答弁の中で、空き家の状況について平成19年度の過去データしかなく、今年度中に特に古民家を中心とした再調査を行うと答弁をされております。

そこで、建設部長にお伺いをいたします。

再調査の結果はどのようなであったか、よろしくお伺いをいたします。

○議長（太田照彦君） 建設部長 辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） 古田議員の一般質問の人口減少対策における移住定住推進政策と空き家対策についての1つ目、空き家再調査の結果はどうであったかについてお答えいたします。

平成26年度、市内全域にわたり、空き家ストックの活用と危険家屋を把握することを目的に、空き家家屋の実態調査を実施しました。調査内容は、空き家の戸数、外観調査、空き家の利活用の可能性、及び家屋所有者または管理者の意向調査でございます。

調査結果としまして、空き家は534棟ございました。そのうち414棟が軽微な修繕で居住が可能と思われるもので、現状では倉庫として利用されている家屋が多く見受けられます。残り120棟は倒壊の危険のある家屋で、なおあわせて所有者への空き家の活用についての意向調査を行ったところ、269名の方から回答をいただきました。その内訳としまして、「みずから利活用したい」と回答された方は35.7%、「利活用するつもりはない」が29.4%、「わからない・無回答」が34.9%ございました。

そのうち、みずから利活用したいと回答された具体的な活用方法につきましては、みずからの居住または倉庫として使用したい、賃貸住宅・店舗として貸し出したい、そして建物・土地を売却したいなどの内容でございました。

1つ目の回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 再質問させていただきます。

今御答弁のように、空き家の数が534棟という調査結果の報告でございました。ちなみに、私が調べました平成19年度の調査結果、19年度当時は217棟ございました。ということは、この7年の間に317棟ふえたと、約2.5倍近くになったということになります。今回、この調査内容について、何か前回の19年度との調査の違いがあったのかどうか、ちょっとそこを再質問としてお伺いをいたします。

○議長（太田照彦君） 建設部長 辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） ただいまの御質問にお答えします。

平成19年度におけます調査は、賃貸の可能性のある空き家について調査しております。いわゆるまだ現状のまま軽微な修繕で住めるような状況のみの調査でございますので、今回は倒壊まで含めた幅広い範囲の調査となっておりますので、数値が、議員のおっしゃられるとおり、大変多い数字になっておると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 御答弁ありがとうございました。

なるほどなあというふうにして思っております。空き家は今後も確実にふえていくことが予想されております。しっかりとした対策を考えていかなければいけないというところがあります。そんな中、今御答弁にありました意向調査で、35.7%に当たる96人の方が利活用に前向きな回答をされたということは、今後の空き家を活用した移住定住政策にかなり追い風になるように思っております。

次に、今言いました移住定住促進について、質問を移りたいと思います。

空き家バンクに登録されました物件は、長い間使われていなかった物件も多く、住居として活用するためには補修が必要となってまいります。このような物件でも活用しやすいように、改修補助金を交付して、移住定住を支援いたします。

例えば郡上市の場合、改修が必要な空き家等を売りたい方、市の空き家情報で紹介中のその改修が必要な空き家の購入を希望される方への補助金制度がございます。補助対象者といましては、市内に空き家等を所有し、郡上市の空き家情報に3年を超える期間登録することが見込まれる家主の方、また市外からの転入を目的に、郡上市の空き家情報に登録した空き家等を購入した方で、対象事業の改修費の3分の1以内、上限30万となっております。

また、恵那市では、市外からの転入者に対し、固定資産税の当初3年間減免を行ったり、空き家バンクに登録された物件を利用者が決定して改修などをする場合は、改修費を2分の1、限度額100万円までの助成をいたしております。

しかし、美濃市の場合、美濃市らしい住まいづくり改修工事補助金というものがございますが、これはその対象が、木造で伝統的建築物と調和のとれた外観の住宅に住み、かつ市外在住のゼロ歳から中学3年生までの子供がいる子育て世帯、それで10年以上居住する世帯の移住に限定をしております。

しかし、今はいろんな価値観がございます。まだ子供はいないんですが、この自然豊かな環境で生活したい御夫婦、またこの美濃の地で新たにビジネスを起こそうと考えている若者、またこの美濃に住居を構え、そして市外に通勤をして勤めるという、さまざまな生き方、生活スタイルがございます。

まち・ひと・しごと創生の地方への新しい人の流れをつくる政策パッケージに、地方移住希望者への支援体制、地方居住の本格推進、この2点が上げられております。

そこで、建設部長にお伺いをいたします。

人口減少対策としてU・J・Iターン事業をしっかりと進めていくために、補助対象事業の拡充をし、補助対象者の幅を広げていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（太田照彦君） 建設部長 辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） 2つ目の御質問、人口対策の1つ、U・J・Iターンに対する補助対象事業の拡充はできないかについてお答えいたします。

議員御指摘のように、全国的に見てもさまざまな補助金による定住対策が展開されていることは認識しているところでございます。

当市におきましては、美濃市らしい住まいづくり推進事業の制度で、市外から転入する子育て夫婦が空き家に入居する場合、そのリフォームに係る経費の2分の1以内、上限で200万円でございますが、家主に補助金としてお支払いをしております。

そこで、新たな補助対象事業の拡充でございますが、人口対策は最重要な課題でございますので、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議等の議論において、地域の実情に合ったまちづくりの知恵を出していただく中で、今後、この事業を推進していく過程で、関係者の意見を十分伺いながら、できるだけ早く有効な拡充対策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 御答弁ありがとうございます。

ここで、1つ要望を述べたいと思います。

今、東京都在住者の約4割、そのうち関東圏以外出身者の約5割、その方々が、地方への移住を検討、または今後検討したいと考えておりますという調査結果が出ております。特に若年層や50代男性の移住に対する意識がかなり高いという結果も聞いております。

先ほども申しましたように、現在の住宅取得に対する支援策は、中学生以下の子育て世帯であることとか、町並み保存等の要件を満たさなければならず、余りにも限定的であるように、私は思います。美濃のよさは町並みだけではなくて、この自然豊かな環境も大きな魅力の一つであります。人口減対策にとって、まずは住んでもらうことが第一ではないかなあ、私は思います。支援条件の緩和や補助対象事業の拡充をぜひ行っていただいて、移住者にとって本当に魅力ある、そして移りやすい支援内容になるよう、よろしく願いをいたします。

続きまして、移住定住施策を推進していくに当たりまして、その受け入れ地域が直面するさまざまな課題や問題がございます。

美濃への移住を希望する人が、安心して移住を決断して、地域に溶け込みながら安定した生活を送るためには、いわゆる移住希望者と地域住民とをつなぐキーパーソンとして、地域の世話役といわれるような存在が不可欠であります。

そこで、岐阜県では一人でも多くの地域の世話役を育てるために、そのロールモデル、いわゆるお手本となる人材を「清流の国ぎふ」移住定住コンシェルジュという名前で、平成26年度に4名の方を選定されております。

このコンシェルジュの方々は、県の移住定住推進体制や支援策に精通しておられ、活動地域での移住者の受け入れ、また県内の地域の世話役の育成とか指導、受け入れノウハウの他地域への普及を初め、県及び市町村が主催する移住定住関連事業において広く活躍をしておられます。

また、県や市町村が主催する地域外での移住相談会に、その相談窓口として参加をされたり、地域の世話役養成塾で講師を務めるなど、地域を超えて世話役の育成にかかわることができるような活動レベルに達している、そのようなすばらしい人材の方を指しています。

このうちの1人の方、郡上市交流・移住推進協議会の専従職員であります小林謙一さんにお会いして、お話を伺ってまいりました。小林さんは、以前この美濃に住んでみえて、美濃市のことやNPO法人美濃のすまいづくりのこともよく御存じでありました。

そこで、建設部長にお伺いをいたします。

ぜひこのコンシェルジュの方と連携をとって、美濃市とNPO法人美濃のすまいづくりの活動に対して知恵とかアドバイスをいただいて、その機能強化を図るとともに、移住交流促進、空き家情報の提供に対する地域住民の理解、また意識醸成のためのフォーラムや研修会などを実施して、この移住定住推進にぜひ役立てていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（太田照彦君） 建設部長 辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） 3つ目の御質問、移住定住促進事業の機能強化等を図ることはできないかについてお答えいたします。

市では、移住定住を促進するための事業としまして、住まいづくりの改修工事補助事業、ホームページでの情報発信やNPO法人美濃のすまいづくりと連携した移住希望者の登録、受け入れ先の家屋の登録、移住に関する相談窓口やマッチングを行っており、その結果、59世帯、136名の方が当市に移住されました。

しかしながら、近年、若者から高齢者まで幅広い年齢層における田舎暮らしの嗜好や自然回帰など、多様なニーズへの対応が求められており、今までの組織の体制やノウハウでは対応し切れないところがございます。

今後、御提案の県の移住定住コンシェルジュの活用も含め、NPO法人美濃のすまいづくりと協働で移住定住推進に向けた研修会などの開催を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、回答とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 御答弁ありがとうございます。

今、コンシェルジュの方と連携をとっていただけるという御答弁をいただきました。ぜひ今後のさまざまな活動に対してコンシェルジュさんの御意見を伺って、移住定住推進にぜひ活用をしていただきたい、そのように思っておりますので、どうかよろしく願いをいたし

ます。

次に、移住定住対策のいわゆる核となつての活動を期待しております、美濃にありますNPO法人美濃のすまいづくりの今後について、少しお伺いをいたします。

現在、このNPO法人の活動は、空き家物件情報の登録から利用希望者への情報提供ですが、実際は本当に一部の方が活動しているだけで、空き家の活用とそれに伴う地域の活性化に対してはまだまだ十分な体制が整っていません。

NPO法人美濃のすまいづくりの空き家バンクとしての組織強化、これは絶対にしていかなければならないことでありますし、情報の集約、またその情報を提供していく、今この提供も、岐阜県もそうです、そして全国的にも東京のセンターなんかには岐阜県のそういう情報を発信するところが設けられております、そういうところへどんどんと情報を発信していくための核となるべきNPOでも僕はあると思います。そのためにも、そういう機能強化をするために、いわゆる専従職員という方が必要になってくるんじゃないかなあ、私は思います。ボランティアの方だけでは、皆さん仕事を持ってみえまして、なかなか本格的な活動につながるできません。美濃としては、どうしてもNPO法人美濃のすまいづくりさんに、ある意味、力をつけていただいて、これからの空き家対策、移住定住対策に対して力を発揮していただくという、本当に大きな核となつてまいりますので、ぜひそのところに専従職員を置いていただけないかなあということで、建設部長、今言いましたNPO法人美濃のすまいづくりの要は組織運営とか機能強化のために、市より支援策を出して、専従職員の配置をバックアップしていくことが本当に大切じゃないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（太田照彦君） 建設部長 辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） 4つ目の御質問、NPO法人美濃のすまいづくりの組織運営並びに機能強化のために市より支援を出し、専従職員を配置できないかについてお答えいたします。

当市には、市外から新しい住まい手呼び込む目的でNPO法人美濃のすまいづくりが平成19年度に設立され、現在、会員25名ほどで活動されております。現状は、NPO法人の会員の方々がそれぞれの事業の中で人脈を活用し、情報収集に携わっていただいているのが実情でございます。

現在、NPO法人美濃のすまいづくりの空き家バンクへ登録いただいている空き家は6棟で、それに対し移住希望の登録者は約10倍以上の状況で、当市への移住希望は相当あるのですが、残念ながら御希望に応えられず、移住が実現していない状況でございます。

したがいまして、調査でも明らかのように、空き家がふえている状況はピンチではございますが、今後の取り組み方次第では、逆に大きなチャンスになるとも考えております。

市では、国の平成26年度補正予算の地方創生先行型予算を活用し、専従相談員の配置につきまして検討をしているところであります。加えて、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の中で、市民の皆さんの意見を聞きながら、移住定住についての情報の集約や発信、

各種問い合わせに対する機能強化策等を策定してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上、回答とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 再質問させていただきます。

今、答弁の中に専従相談員という名前が出てまいりました。この専従相談員というのは、どんな役割を持った方なののでしょうか、ちょっとお答え願います。

○議長（太田照彦君） 建設部長 辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） ただいま御質問の専従相談員という方につきましては、市としましては、新たにそういった組織をつくる中で、専門的に中心となり得る方を考えておりますので、よろしくお願します。

[5番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 再々質問させていただきます。

私は質問の中で専従職員という言葉を使わせていただきました。いろんなNPO法人のところを見ても、いわゆる協議会のところも見ても、大体そういう形では専従職員という形であってございます。今の説明では、ちょっと僕は、いわゆる専従職員と同じような感じではないかなあと思うんですが、もう一度だけお伺いします。その相談員という言葉は、どのようなことで使われているのか、もう一度だけお願いたします。

○議長（太田照彦君） 建設部長 辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） おっしゃられるとおりに、専門的にその職について、中心的になってまとめていかれる方ですので、とり方はいろいろございますが、専門職員ととられる場合もありますし、専門事務員というふうにとられる方もございます。また、そういった方がどういう方かということは、今後、市のほうとNPOと協議しながら進めてまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

[5番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

今、内容をもう一度お伺いしまして、よくわかってまいりました。専従相談員、いわゆる専従職員にほぼ近いような感覚であると。ぜひ、配置を検討していただいておりますので、大変心強く思っております。美濃市の空き家対策事業には欠かせないNPO法人でございます。今後ともしっかりと連携をとって、できるだけバックアップをしてお願をしたいというふうにして思っております。

次の質問に移らせていただきます。

市の空き家に関連する業務についてお伺いをいたします。

現在、空き家を利用した、いわゆる移住定住政策に関連する部署が、美濃市の庁内に総合政策課と都市整備課がございます。

そこで、総務、建設、それぞれの部長にお伺いをいたしますが、それぞれの業務内容を教えていただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 空き家の活用による移住定住対策に関し、総合政策課の業務内容についてお答えします。

市全体として、関連業務は、制度の管理、空き家調査・案内、NPOとの連携、補助支援、情報提供、連絡調整等があります。

そのうち総合政策課につきましては、移住定住政策に関し、総務省の全国移住ナビや、岐阜県の清流の国ぎふ移住・交流センターなどを活用するための諸調査や周知などの業務を行っております。

また、平成26年度には、地域コミュニティの活力を取り戻すための事業として、空き家活用と地域再生をテーマとした美濃市まちづくり講演会も開催いたしました。

なお、総合政策課にあった問い合わせに対しましては、移住希望者に対しては、内容をお伺いした上、空き家などの住宅関係であれば都市整備課へ案内し、子育ての関係の相談があれば健康福祉課、農地関係で相談があれば産業課など、各関係部署へ案内をしております。

なお、平成26年度には、移住定住に関して5件の問い合わせがございました。以上、答弁といたします。

○議長（太田照彦君） 建設部長 辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） 5つ目の御質問、空き家利用の移住定住政策業務はどうかについて建設部都市整備課関係についてお答えいたします。

市全体の業務は、先ほど総務部長が申し上げましたとおりでございます。

都市整備課では、空き家調査、NPO法人美濃のすまいづくりと連携した窓口の開設と相談業務、住まい手・貸し手の登録業務及びマッチング業務、ホームページの運営、美濃市らしいすまいづくり改修工事費補助事業、木造住宅耐震診断並びに耐震補強補助事業を業務として行っております。

答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） それぞれ、御答弁ありがとうございました。

先月26日に、国は空家等対策の推進に関する特別措置法を全面施行しました。これに伴い、市の権限として、倒壊のおそれや衛生上問題がある特定空き家に当たるか判断し、改善を所有者に助言、勧告、命令することができるようになりました。

先ほどの答弁でもありましたが、いわゆる空き家というキーワードに関して、総合政策課並びに都市整備課、また今言いました、いわゆる倒壊のおそれのある家屋に関しては、現在、



市民生活課で対応されて、その改善を所有者にお願いをされております。今言いましたように、それぞれの業務が、現在、縦割りで行われております。

今後、人口減少や高齢化の影響によりまして、さらなる空き家等の増加は確実に予想されている中、いわゆる空き家をキーワードにした扱う業務はますますふえてまいります。例えば移住定住対策として、空き家バンクの情報管理、先ほども申しましたが、都会へのPR、移住の問い合わせや紹介はもとより、特別措置法による、いわゆる自治体の権限が法的に位置づけられ、そして対策、これも本格化してまいります。

特定空き家等解消に向けて、所有者へ適切な管理等の指導とか要請、また危険空き家等へ関連法令に基づく必要な措置の実施など、住民と市、また民間団体及び県との連携協力、いわゆるさまざまな性格の業務が、今後、出てまいります。

これら空き家というキーワードに係る業務に対してワンストップの総合窓口があれば、業務も的確にスムーズに行っていくことができるのではないかと思います。

そこで、総務部長にお伺いをいたします。

現在、総合政策課、都市整備課並びに市民生活課における空き家対策関連移住定住推進業務を一本化して、ワンストップサービスのできる総合窓口の設置をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） 空き家対策関連移住定住推進業務のワンストップサービスの総合窓口を設置してはどうかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、現在は担当が複数の部署にまたがっておりますので、今後、相談される移住希望者に対しまして、住居を促進するための空き家バンクを充実させるとともに、空き家の活用を含めた移住定住に関する情報提供に努め、ワンストップで対応する総合窓口を設置してまいりたいと考えております。

なお、設置部署等につきましては、NPO法人等の有効な活用や近隣市町村との広域連携も視野に入れ、費用や運営事務の効率性などを研究した上で決めたいと考えています。

一方、空家等対策の推進に関する特別措置法に関しましては、現在、その対応に向けて作業中であります。この特措法に関する業務の窓口については、条例等の施行の環境が整い次第、市民や関係者にとってわかりやすく利用しやすい形となるよう、空き家活用等に関する総合窓口に取り込むことを検討いたします。以上、答弁といたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 御答弁ありがとうございました。

ワンストップサービスの総合窓口を設置していただけるということで、空き家対策にも、移住定住を希望される方にとっても、大変利用しやすい体制になってくるのではないかなあと思っております。どうかよろしくお伺いをいたします。

先ほども述べましたが、空家等対策の推進に関する特別措置法が昨年11月27日に公布をさ

れました。この法律の施行日について、規則に委任され、その規則が本年4月22日に公布され、それによって本法が本年5月26日から全面施行されました。これによって自治体の権限が法的に位置づけられ、廃屋の空き家対策が本格的にスタートをしました。

この法律は、倒壊のおそれや衛生上問題のある空き家、いわゆる特定空き家と申しますが、その所有者に対して、市町村が撤去や修繕を勧告、命令できることとなります。勧告を受けると、固定資産税の優遇を受けられなくなったり、また命令に違反したら50万円以下の過料に処せられ、強制撤去も可能となりました。

この空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行に伴い、国土交通省と総務省は、特定空き家の判断基準や特定空き家に対する措置の手続について、自治体に向け指針、いわゆるガイドラインを定めました。

そこで、民生部長にお伺いをいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法、これの施行に向けての条例制定について、その条例公布の予定、また審議会など、今後どのように進めていかれるのかをお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 古田議員の空家等対策の推進に関する特別措置法施行に向けての条例制定、審議会などの今後の動きはどのようなかということについてお答えをさせていただきます。

この法律の制定の目的は、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するもので、本年5月26日から本格的に運用されることとなりました。

本法律には市町村の責務が明記してあります。空き家等対策計画の作成を初め、空き家等に関する対策の実施のほか、それらに対する必要な措置を適切に努めるものとしております。これらのことを実施するために、協議会の設置や空き家等に関するデータベースの整備、空き家等及びその跡地の活用等が盛り込まれた内容となっております。

先ほども答弁がありましたけれども、昨年、都市整備課が調査した結果で、管理不全の空き家が120戸余り存在することが判明をいたしました。本市におきましても喫緊の課題であることから、この空家等対策の推進に関する特別措置法の実施条例の制定に向け、本年5月26日から検討に入ったところでございます。この条例は、市の責務を初め、協議会の構成員や個人の財産にかかわる重要事項も盛り込まれることから、慎重に検討を行い、早期の条例制定に向けつなげてまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いを申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 御答弁ありがとうございました。

特定空き家、いわゆる危険な空き家がますますふえていく中、この特措法に対して市民の関心や期待はかなり高く、危険物件に対しての問い合わせも多数、私もいただいております。今後、慎重な検討のもと、早期の条例制定につなげていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、要望を申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） これより、昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。  
休憩 午前11時52分

---

再開 午後1時00分

○議長（太田照彦君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） 皆さん、こんにちは。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は、発言通告書に従い、一般質問を行います。

地方創生事業による地域経済活性化について、産業振興部長にお尋ねいたします。

まず1点目は、平成26年11月から施行されたまち・ひと・しごと創生法は、1. 東京一極集中の是正、2. 若い世代の就労・結婚・子育てができる社会経済環境の実現、3. 地域特性に即して地域の課題を解決するとしています。このことに関連する地域住民生活等緊急支援のための交付金に基づき、去る5月25日に美濃市プレミアムつき商品券が発行されましたが、大変市民の皆さんの関心も高く、早期に完売したとの新聞情報がありましたが、その販売状況とともに、あわせて事業目的、効果等についてもお聞かせください。

○議長（太田照彦君） 産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） 皆さん、こんにちは。

地方創生事業による地域経済活性化についての1点目、美濃市プレミアムつき商品券の販売状況等についての御質問にお答えをいたします。

政府は、アベノミクスの効果を地方へスピード感を持って浸透させるため、平成26年度補正予算において、地域消費喚起・生活支援型と地方版総合戦略の策定と仕事づくりなどの施策実施に支援を行う地方創生先行型の交付金制度を創設したところであります。

美濃市には、本年3月補正にて、地域消費喚起・生活支援としまして3,900万円、地方創生先行型事業費としまして3,500万円の予算の割り当てがございました。昨年度からの繰越事業ではありますが、地域消費喚起型としまして、プレミアム商品券の発行事業と本美濃紙の障子文化普及促進事業を計画したところでございます。

プレミアム商品券発行事業の一番の目的は、地域経済の活性化にあります。美濃市全体の経済規模を少しでも大きくすることを目的とし、市内の多業種にわたる企業、店舗などへ資金が回る活性化策として実施をしたところでございます。これにより、市内で2億3,000万

円の消費拡大がされるもので、有効かつ効果的に地域経済に影響を与えることができるものであります。早期の経済効果を期待し、近隣自治体に先駆けスピード感を持って取り組み、美濃商工会議所へ委託して、商品券発行事業を実施したところであります。

販売状況につきましては、市役所・商工会議所での販売は、20%のプレミアムつき商品券は販売1日目に完売し、10%のプレミアムつき商品券につきましては販売開始3日目で完売をいたしましたところ です。

また、6月4日から各地域ふれあいセンターにおいて各2日間の販売を予定しておりましたが、予定した10%と20%のプレミアムつき商品券、それぞれ300冊は、どの地域ふれあいセンターとも初日で完売をいたしました。市民の皆様のご関心は非常に高く、予想以上の反響でありました。

過去における地域の消費拡大を目的とした商品券の発行は、平成11年度から21年度まで10%のプレミアム分つきで美濃商工会議所が実施しており、平成20年度までは毎年2,000万円あるいは3,000万円を販売し、平成21年度は6,000万円を販売いたしております。しかし、このときは完売までに約1カ月半を要しております。こうした状況を考慮し、発行額も3倍以上となる今回のプレミアムつき商品券の販売につきましては、事前PRに努めるとともに、早期に発行することにより話題性を提供し、使用可能な商店や企業の範囲を拡大して利便性を高めることに努めました。

販売の周知方法としましては、広報「みの」、ホームページ、チラシなどの媒体により、市民の皆様方へ周知に努めたところがございます。また、年度当初より、各種団体の総会等において、市長みずからがプレミアム商品券の紹介、PRをされたところでもあります。

このプレミアムつき商品券ができるだけ早い時期に消費されることで、地域経済の活性化へつながり、資金の循環によってさらなる余剰効果が生まれることを期待するものであります。

このほか、プレミアムつき商品券を活用した事業としましては、中京圏から観光誘客を目的に、岐阜バスと連携し、名古屋・美濃市間の往復乗車券と1,200円の商品券、そして今井家住宅などの入館券がセットとなったお得な旅行券の販売を予定しております。

[3番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） 御答弁ありがとうございました。

了解しますが、子育て中の皆さんや市街地から遠方にお住まいの市民の皆様からは、今回のプレミアムつき商品券について、販売方法に改善を求める御意見等をお聞きしておりますことから、次回これに準じた施策が実施される場合には、購入等について、市民の誰もが機会均等となるような御配慮をお願いしたいと思います。

次に、2点目でございますけれども、今回のプレミアムつき商品券は、市民にとってお得な商品券であったことから、先ほどの御答弁にもあったように、即効的に市民の消費喚起と地元商店などでの利用による地元消費の拡大、そして地域経済の活性化に寄与するものと期

待しておりますが、今回の事業が地元商店を利用するきっかけとなったことから、さらに持続的に地域活性化を図っていくことが必要と考えます。

今後、こういった地域経済の活性化策として、何か御検討がなされているのかについてお尋ねいたします。

○議長（太田照彦君） 産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） 今後、こういった地域経済の活性化策として、何か検討されているかの御質問についてお答えいたします。

市では、人口減少対策と地方創生を最重要課題として取り組んでおります。その中の地方創生の取り組みといたしまして、美濃和紙、地域資源、子育て、健康、自然などをキーワードとして、地域の実情に合った即効性のある地域活性化策が必要であり、自治体が施策を考えて数値目標を設定し、効果を検証する仕組みづくりとなる美濃市版総合戦略の策定を進めているところでございます。市議会においても、地方創生に関する特別委員会が設置されたところであり、御提言をいただければと考えます。

なお、本市が取り組んでおります地域活性化策としましては、プレミアムつき商品券発行事業のほか、本美濃紙の販路拡大を目指した障子文化普及促進事業、本美濃紙を初めとした地域資源を活用した特産品の開発への支援、美濃和紙の原材料となるコウゾやトロロアオイ等の新たな利活用のための研究・試作品開発、また清流長良川に生息する魚類を活用した新商品や販路開拓などがございます。そのほか、市内での就職希望者へのU・I・Jターン促進事業、外国人観光客を呼び込む人の流れ創出事業なども展開しております。

また、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を受けました県事業を活用して、道の駅美濃にわか茶屋では、農産物を通常価格の2割から3割引きで販売する、そうしたフェアを年間5回程度開催する予定であり、また長良川鉄道では「清流の国ぎふ」ふるさと旅行券を活用し、市内の飲食店での食事のついた企画列車を割引率最大50%、割引額上限2,500円で販売が計画されております。

これ以外にも、アサヒフォージ株式会社の本社機能移転や、来春にはインター前にホームセンターのコメリの出店が見込まれるなど、地域経済の活性化につながるものと期待されます。

こうした中、岐阜県や商工会議所、関係業界などと連携した各種施策の展開により、これからも地域経済の活性化に取り組んでまいります。

今回のようなプレミアムつき商品券発行事業につきましては現在のところ予定はしておりませんが、今回の事業効果を見きわめ、今後の国の地方創生策を注視しながら、平成31年度までの美濃市版総合戦略を策定する中で、仕事づくりとして市民の所得向上につながる地域経済活性化策を盛り込んでまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） 御答弁ありがとうございました。了解いたしました。

続きまして3点目でございますけれども、昨今、全国各地におきまして、地域全体の活性化を促すために、市民の地域社会への貢献活動を応援し、活性化させるとともに、市内店舗等の経済活動の活性化にもつながります地域通貨の導入が検討されており、近くでは可児市で試行的に取り組みが行われていると伺っております。

そこで、美濃市においても、地域貢献と地元商店街の活性化のために、地域通貨の導入を検討してはどうかとも考えますが、市としてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（太田照彦君） 産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） 地域通貨の導入の検討についての御質問についてお答えいたします。

地域通貨は、一般的には、ある目的や地域のコミュニティーである商店街、町内会などの中で流通するもので、市民や市民団体により発行されております。また、地域通貨の取り組みの目的としましては、主なものはイベントなどへのボランティア活動の参加、地域での相互扶助の推進、地域経済活性化、環境保全や清掃活動への取り組みなどが考えられます。

美濃市では、全国的にも有名となったイベントであります美濃和紙あかりアート展やツアーオブジャパンにおいて、市民のボランティアの力が大きな支えとなっており、また町並み案内や各地域の福祉活動にも積極的に多くの市民が参加されておみえです。

各地域のきずなづくり事業では、自治会や各種団体が、伝統文化の保存や継承、自然の保全や環境づくりなどを通して、地域のつながりを深めています。

また、縁側コミュニティー推進事業や地域で日常的に支え合うことができる交流の場の開設、生涯教育ボランティアや福祉ボランティアによる子育て、高齢者を支援する環境づくりも行われております。地域の活性化には、こうした市民力が大いに役立っているところでございます。

地域経済の活性化のための地域通貨の導入につきましては、今後、どのように活用できるかを、他市での実施状況も踏まえて、美濃市版総合戦略の中で検討してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） 御答弁ありがとうございました。了解いたしました。

私は、地域通貨の導入検討につきましては、市民の誰もが身近なものとして広く利用できることが地域全体の活性化に重要であると考えております。

先ほどの御答弁にもありましたように、そこで要望として、検討に当たっては、市民の貢献活動の一つであるボランティア活動との連携も視野に入れてはどうかと考えております。例えば、小学生の登下校時における地元シニアクラブさんや民生委員の皆さんなどの見守り活動、公道などでの花飾り活動、河川公道等における環境整備活動、そういったボランティアの活動にポイントを設定して、年間ポイント数等を地域通貨に換算できる仕組み、それらによりまして地域全体の活性化を図るとともに、さらには持続的なボランティア活動の定着に

つながることを期待します。

御検討をお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） 次に、7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 皆さん、こんにちは。

私は、発言通告に従いまして、一般質問を2点行います。

最初の質問は、第5次総合計画と地方創生についてです。

平成23年度から始まった第5次総合計画では、まちづくりの目印として将来人口を推計し、人口減少に歯どめをかけるべく施策を講じ、最終年の総人口を、推計値に1,000人プラスした、将来目標人口2万1,000人を指標として設定しています。

総合計画では、実施計画を毎年見直しの上、3カ年のローリングでフォローアップを続けていくとしており、今年度は3度目の見直しをし、後期計画の策定に取り組む年度になっているところですが、折しも昨年12月に地方創生が法制化され、まち・ひと・しごと創生事業として、各自治体が県から提供される人口データに基づき、独自性のある人口減少歯どめ施策を立案し、実施しなければならなくなったのは、周知のところですが。

美濃市議会でも、今定例会初日に議案上程を行い、地方創生特別委員会を立ち上げ、行政と一体になって取り組むことになりました。

このことを受けて、私は、第5次総合計画の後期計画策定に当たり、前期の実施見直しと地方創生を一体と捉え、より実現性の高い施策の基本になる基本計画となるよう取り組んでいただきたいと考え、本市における人口の将来推計値と実績値を検証し、地方創生を絡めた施策の基本計画について、市長にお伺いいたします。

人口問題を統計として取り上げるとき、14歳未満の年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上の老年人口を年齢3区分別人口として、その推移をデータ化しています。平成22年に第5次総合計画が策定されたときの現状把握として、総合計画の最終年に当たる平成32年目標人口2万1,000人の設定時における、年齢3区分別人口と設定の根拠はどのようなであったのかをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（太田照彦君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは、辻議員の御質問にお答えをします。

平成32年の目標人口における、年齢3区分別人口と設定の根拠についてお答えします。

美濃市第5次総合計画は、平成22年度に策定された計画であり、5年前の当時のデータを活用し、基本理念や目指すべき都市像について、平成23年度から平成32年度を計画期間として策定されたものであります。

将来人口の推計につきましては、平成22年度の計画策定時点において、実績値が2万2,943人、推計値で平成27年が2万1,509人、同じく平成32年は1万9,967人とされております。

これらの数値の年齢区分別人口の比率は、15歳未満は、平成22年が11.5%、平成32年が

9.9%、15歳から64歳は、平成22年が61.2%、平成32年が54.6%、65歳以上は、平成22年が27.3%、平成32年が35.5%と推計されていると認識をしております。

将来の目標とする総人口については、これらに政策人口として1,000人が加えられ、平成32年の目標が2万1,000人とされているところでございます。

この目標の政策人口1,000人の設定については、当時の人口動態の住宅、結婚、職業上の事情による転入転出数のデータから、少子化対策、生活基盤の充実、経済の振興などの政策により人口流出がとまったとすると、10年間で約800人の効果があると想定されました。したがって、目標としては1,000人が設定されたものと認識をしております。

なお、中間年である平成27年の住民基本台帳の人数は、平成24年から外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となったということから、2万1,928人となっております。

[7番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 年齢3区分別人口の内訳をパーセントという比率で答弁いただきましたが、人口分析等にはパーセントという捉え方もありますが、推計値はやはり人数で捉える方がわかりやすいのではと、私なりに人数に置きかえて、平成22年度実績値から平成32年の推計値で各区分別の人口増減を見てみますと、年少人口は2,636人から1,972人となり664人の減少、生産年齢人口は1万4,040人から1万898人に推移し3,142人の減少となります。逆に、老年人口は6,267人から7,097人に830人増加となりますが、総人口では2,976人の減少になるという推計になっています。

答弁をいただいた平成32年目標人口の2万1,000人の設定において、10年間で約800人の効果があると想定された根拠として、人口流出がとまったとする仮定を上げられていますが、10年で政策人口を1,000人ふやすという目標は、先ほどの結果からもわかるように、約3,000人の減少が予測されることを政策によって2,000人の減少にとどめるということであり、非常にハードルが高い目標設定であると思います。

人口の増加、あるいは減少を緩やかにするという事は、生まれた人と亡くなった人の差を示す自然動態と、転入する人が転出する人よりも多い社会動態の合計がプラスにならないと実現されません。

自然動態を増加するには、次のことが考えられます。

1つは、亡くなる人を減らすこと。これは、人は誰でもいつかは死に至るということから、延命につながる施策が必要だと思えます。

もう1つは、生まれる人をふやすということです。これは、結婚をして子供が生まれるということになりますので、結婚と出産という2つの過程を推し進める施策が必要となります。

社会動態による増加には、子供を持った家庭の移住促進や職業上や学業上、住宅事情などに配慮した施策が考えられます。

いずれにしても、目標人口を達成するためには、社会動態、自然動態において、結果につながる何らかの施策を講ずる必要があります。



自然動態には老年人口と年少人口が大きくかかわり、社会動態は主に生産年齢人口が大きくかかわっていると思います。

第5次総合計画における年齢3区分別人口に対するそれぞれの施策はどのようなかについて、お尋ねいたします。

○議長（太田照彦君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 年齢3区分別人口に対する施策についてお答えをします。

第5次総合計画における基本計画は、行政分野別に策定され、必要な施策を横断的に取り組む体系となっております。

したがって、将来の人口推計を算出する際には、年齢ごとに計算をしておりますけれども、施策を年齢区分ごとに分類することは行っておりません。

ただし、重要プロジェクト、重点施策として人口増加対策を推進することをうたっており、その対策関連の基本計画や施策についてそれぞれ申し上げますと、結婚支援、新婚世帯への家賃補助、保育園・幼稚園・小・中学校における給食費の支援、赤ちゃん紙おむつ購入助成や高校生の入院医療費の無料化、少人数指導教育の推進と教員補助の配置などの学校個別指導体制の充実など、子供を産み育てやすい環境づくりを進めています。

また、新たな工業団地整備を促進し、ホームセンターなどの誘致も行い、新しい事業を始めようとする方への起業支援や、住宅地などの確保のための土地区画整理事業、アパート建築への奨励金などにより、若者が家族とともに豊かに暮らせる元気なまちを目指して取り組んでいます。

また、高齢者世帯への弁当購入助成などの支援を初め、美濃病院の健診棟整備による健康増進やシルバー人材センターへの運営支援強化など、文化事業を含め、高齢者の生きがいづくりなどに努めております。

[7番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 再質問をお願いします。

年齢3区分に相当する施策ということで取り組んでみえる施策を答弁いただきました。

第5次総合計画が策定された平成22年以降の人口の増減は、美濃市ホームページ統計資料の人口動態によりますと、平成22年から26年までの転入転出差の推移で、平成22年は196人、23年は110人、24年は91人と減少傾向になりましたが、平成25年には213人、平成26年は130人と、社会動態から捉えた人口減少はとどまっていることはありません。

ちなみに、自然動態においても、平成22年は122人、平成23年は126人、平成24年は142人、25年は166人、昨年の26年は152人と減少が続いています。

第5次総合計画では、平成22年度実績値2万2,943人が平成27年推測値2万1,509人と1,434人の減少予測に対し、この間の自然動態と社会動態の実績値の合計では1,458人となり、両方を比べてみますと、ほぼ予想どおりに人口減少が進んでいるということになると思います。

こういった実績値から見ていきますと、人口の減少は予測どおりに進んでおり、流出の歯どめがかかっていると推測せざるを得ません。

実績データをしっかりと把握し、分析することは、施策のフォローアップには絶対条件となります。

そこでお伺いしますが、前期における人口問題に関する施策の実施結果をどのように考えてみえるのかをお伺いいたします。

○議長（太田照彦君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 再質問についてお答えをします。

前期における人口問題に関する施策の実施結果をどのように考えているのかということですが、今年度は、基本計画の前期5カ年目の最終年ということから、現在、前期基本計画の状況を確認し、分析を行っているところであります。例えば子育ての面では、地域子育て支援センターを整備いたしましたし、雇用の面では、ホームセンターの誘致や、池尻・笠神工業団地整備事業についても一定の進捗が見られると思います。人口減少の歯どめに即効的に効果は出ませんが、徐々にあらわれてくるのではないかと考えております。

全ての施策について、現在、検証を終えているわけではございませんけれども、前期計画の評価がまとまり次第、後期基本計画のほうに反映し、策定をしまいたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻文男君） これから効果が出てくるというお答えですので、期待していきたいし、私たちもまた協力できる策を提案していきたいというふうに思います。

今年度は基本計画の前期の最終年ということで、基本計画の進捗、実施状況など、確認、分析し、後期基本計画の策定に反映していくという答弁でございましたが、人口問題について考えるとき、施策が結果となってあらわれるまでには相当の年月を要します。一説にはおよそ60年はかかるだろうと言われていたほどです。したがって、人口に関する施策は間断なく継続した施策である必要と、定期的に結果を確認し、適切なフォローを続けていくことが求められます。

国勢調査をベースとした美濃市における将来人口の見通しでは、65歳以上の高齢人口は平成32年をピークに少しずつではありますが減少していくとされています。

しかし、生産年齢人口は、この年以降も加速的に減少し、2040年の平成52年には8,115人と3,123人の減少と推定されており、年少人口の902人減少、高齢人口の789人減少と比べても、非常に大きな減少数が推計されています。

生産年齢人口は15歳から64歳までの総計ですから、平成27年を基準に考えると25年後の15歳から64歳までですから現在39歳以下の人口と、これから10年間に生まれてくる人口により構成されるわけです。現在、若者と言われている世代の人口を維持し、少しでも増加させる

ことと、今後10年間の出生数を大きくふやしていくこと、この施策が必要になってくると考えます。特に出生数に関しては、今すぐ対応策を実施しても、結婚、出産の時間を考えると、今後2年から3年での効果は期待薄ということになります。

こういった施策をP D C Aのサイクルを回しながらフォローしていくには、詳細な目標設定が必要になりますが、それには現状の分析が不可欠だと考えます。やはり、人口減少問題を解決する課題として捉えるなら、概念として捉えるのではなく、数値を掲げ、フォローできる目標値として対策を立案する必要があると思います。

ここまでの質問やその答弁をいただいたことを踏まえた上で、3番目の質問になりますが、第5次総合計画の後半の計画策定と地方創生をどのように絡めていくのかについて、お伺いいたします。

○議長（太田照彦君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 第5次総合計画の後半に向けて、地方創生をどのように絡めていくのかということについてのお答えをいたします。

まず、現在、策定をしております美濃市第5次総合計画の後期計画と、同じく策定中の美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、目指すべき美濃市の姿、地域の活性化の方向性はいずれも同じであり、一体のものであると考えております。

国が示すまち・ひと・しごと創生においては、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持すると、こういったことを目指しておりますけれども、第5次総合計画の目指すものと同様でございます。

また、私の公約である安心して子供を産み育てられる環境整備、地域資源を生かしたまちづくり、高齢者が元気で活躍できる社会づくりなどによる「笑顔あふれる元気な美濃市」づくりとも、双方とも方向性が合致をいたしております。

このため、5年後の人口目標につきましては、人口減少の克服を命題として策定する美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略についても、美濃市第5次総合計画と同じく2万1,000人を目指してまいりたいと考えているところでございます。

また、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たり、方向性や具体案につきましては、市民の皆様の見解を幅広く伺うため、美濃市の市民、産業界、教育機関、金融機関、労働団体、メディアの各代表者及び市民からの公募での選出者をもって構成する美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を立ち上げたところでございますけれども、委員の皆様方には、同時に美濃市総合計画審議会の委員も兼ねていただき、議論を一体的に行い、双方の計画に反映できるよう、体制を整えたところでございます。

さらには、このような幅広い各界の代表者から成る会議に加え、各地域、各団体、各業界ごとに会議が開かれ、それぞれで議論、意見交換を行っていただき、縦横斜めの全方位から、さらにきめ細やかに戦略策定に参画をいただいております。

議員の皆様にも特別委員会を立ち上げていただきました。ぜひアイデアを提言いただくとともに、御議論をお願いしたいと思います。

国においては、「地方における安定した雇用を創出する」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という基本目標を掲げています。

これらを達成するため、美濃市においては、以下の6本の柱を目標とすることにより、仕事をつくり、人を呼び込み、子供を産み育てやすくし、暮らしを守るサイクルを確立することが重要であると考え、戦略会議などにお諮りをしているところであります。

まず美濃和紙伝承として、1,000年の先も手すき和紙技術を伝え、本美濃紙のユネスコ無形文化遺産への登録を契機に、あらゆる面で美濃市の活力につなげてまいります。

地域活力発展・創造として、既存の産業・企業の振興、企業誘致など、若い世代が安心して働ける雇用の場を創出してまいります。

地域居住継続として、移住定住の促進、市内の利便性の向上を図ってまいります。

子育て環境改革として、子育てと仕事を両立しながらでも、地域全体で安心して妊娠、出産、育児ができる環境と、よりよい教育環境をつくります。

健康年齢向上としまして、多くの人がいつまでも現役でいられることを目指し、市民総参加での健康づくりを進めます。

自然環境回帰として、豊かな日本の原風景的自然環境を取り戻すため、低炭素・循環型・自然共生型の総合的な社会の実現を目指します。

これら6つの目標は、それぞれに関連し、影響を与え合うものであります。これらを実現し、好循環させ、仕事と人を呼び込み、人口減少と地域経済縮小を克服する戦略とするため、戦略会議等において皆様からたくさんの施策のアイデアをいただくと大変ありがたいと考えております。

また、本戦略は、策定後も施策の効果を検証し、改善を図っていくために、具体的な施策ごとに重要業績評価指標、KPIを設定し、PDCAサイクルにより政策の効果を検証し、改善を行います。

皆様方には、美濃市第5次総合計画の後期計画及び美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略、双方の策定後も、その推進、検証に御協力をお願いしたいと考えております。

いずれにしましても、市役所だけで取り組めるものではありません。再度申し上げますけれども、市民の皆様が一緒になって、縦横斜めのさまざまな観点から戦略・計画に取り組んでいただけることが重要であると考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻文男君） 再質問をお願いします。

平成27年度の施政方針から引用いただいて、6本の柱を中心にした戦略策定において、各施策にはKPIの設定やPDCAサイクルによる効果の検証、改善を行うとの答弁をいただいております。

これから戦略会議等に諮り、策定に取りかかれるということですが、地方創生に絡めた

戦略となれば、そこには必ず人口問題が根底にあり、年齢3区分別人口とともに数値化した指標の設定が求められると思います。6本の柱全てに設定されるわけですが、先ほども申し上げたとおり、人口問題には自然動態と社会動態に効果を期待できる、これらの柱を横断的に網羅した施策が必要だと思います。

そこで、年齢3区分別人口世代に対して、どのような重点施策を考えてみえるのかをお伺いいたします。

○議長（太田照彦君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） どのような重点施策かということでございますけれども、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、同時に長期の人口ビジョンを作成するという進めております。動態の理由や年齢別の人口の推計のもとに、どのような対策が有効かを検討し、策定をいたしていきたいと、このように思っております。推計等に関しましては、今後より詳細な分析を進めていく予定でございます。

それに対する重点施策につきましては、現在のところは、子供世代には、教員の独自配置などの教育の充実、小さな子供を持つ親の相談や情報交換の場の充実などの子育て環境の支援、生産年齢世代には、地域資源の開発や活用による働く場所の確保、婚活事業など、高齢世代には、地域のきずなづくり事業や縁側コミュニティーによる安全・安心の健康・きずなづくりなどに重点的に取り組みたいと考えておりますけれども、これも多くの市民の皆様からより広い御意見をいただきながら、総合戦略及び基本計画に反映をさせてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 平成28年から第5次後期総合計画の実施となりますが、今期平成27年度の重点施策にも既に地方創生関連事業として予算化され、実施されている事業もあります。

議会においても、地方創生特別委員会の設置により、人口減少に歯どめをかけるという地方創生にかかる法制の原点を踏まえた施策の計画や実施に向けて取り組んでいくこととなります。

より実現性の高い後期総合計画とするためには、現状をしっかりと把握し、分析した後、明確なチェックのできる数値目標を設定することが必要だと思います。

再三申し上げますが、これから策定される後期第5次総合計画はこの点を十分に取入れた計画にしていきたいということをお願いして、1点目の質問を終わります。

それでは、2番目の質問、プレミアム商品券の販売における公平性、平等性について、市長にお伺いいたします。

去る5月25日に市役所と商工会議所において販売されたプレミアムつき商品券は、国庫支出金「地域消費喚起・生活支援型」3,900万円のうち、地域活性化プレミアムつき商品券発行事業として美濃商工会議所に事業委託をして販売されたものです。新聞折り込み等で周知が図られ、多くの市民が発売を楽しみに待っていた事業でした。

発売日の5月25日には、1万2,000円分の商品券は予定数を完売し、1万1,000円分の商品券も3日目には予定数を完売するという大盛況でありました。

実施結果においては、この事業の目的とする地方消費喚起、生活支援、これは達成されたと思いますが、その販売方法等について、市民から多くの不満の声が聞かれ、私のところにもいろいろな方々から不平、不満という形で声が届けられ、中には一般質問で取り上げてほしいという要望もいただきました。

地域住民生活等緊急支援のための交付金の考え方の中で、3. 地域消費喚起・生活支援型の考え方にも、地域における消費喚起に直接効果のある事業に的を絞るという観点から、5番目として、事業実施後には消費喚起効果等について調査を行うということが義務づけられていますので、その調査が実施されれば、私のところに届いたような市民の声が集約され、分析されるものと思いますが、この一般質問では、調査の実施に先立ち、現在起こっている市民の不満の声に対してどのように考えられているのかを伺うとともに、今後も地方創生に伴う国県支出金を活用する事業が企画される可能性があることも含めて、施策の実施に伴う公平性や平等性を求める市民の思いにどのように応えられるのかについて、市民の要望を受けてお伺いするもので、答弁は市民への答弁としてお答えいただけたいと思います。

最初は、市民の不満の声に対して市長がどのように考えられるのかを伺います。

私のところへ届いた市民からの不満には、販売方法等を告知したチラシに関するものと販売実施により発生した不満の声がありましたので、まず御紹介をしたいと思います。

プレミアム商品券の発行を告知するチラシを見られた方々からの不満の声としては、大きく4点がありました。

1つ目は、「市外の方でも購入できます」と書かれたことについて、市内の販売業者への消費拡大にはなるが、プレミアム商品券の割り増し特権を市民以外に与えることには納得できないというものです。

2番目には、「お1人様1回5万円まで購入できます」としたことで、何回でも購入できるということになった。また、このお1人様を受けて、乳飲み子でも1人と数えて購入できるとしたこと。

3番目、商品券販売所に、各地域ふれあいセンターでの期間限定販売を行うとしながら、特別販売期間の記述には防災中央コミュニティセンターの販売日を特定し、各地域ふれあいセンターの販売日を広報していなかった。したがって、5月25日に各地域ふれあいセンターへ購入に向いた方や、またいつ販売するのかという問い合わせもたくさんありました。

4番目には、土曜日・日曜日を含む販売期間を設定しながら、月曜日からの売り出しになりました。勤労者世帯では、午前9時から午後8時までの特別期間を設けられても対応が困難であり、土曜日・日曜日から売り出しを開始するという配慮がなされなかったなど、不満の声としてお聞きをしました。

実際に完売した後から聞かれた不満の声としては、1つとして、何百万円も購入された方

がいます。

2番目には、商品券取扱店舗の方が商品券を購入し、自分の店舗での売り上げに見せて換金し、商品の物流なしで利益を得ている。100万円の商品券を購入し、即換金すれば、20万円の利益が濡れ手にアワで手に入るというようなことになるということです。

3番目には、地域ふれあいセンターでの販売には、お1人様5万円までと購入条件を変えたということ。新聞にも、特別販売の完売に伴う反省を踏まえてというようなことで書いてありましたが、販売方法を変えるということは公平性に欠ける。

これらは不満の声の一部ですが、市長はどのように考えてみえるのかをお聞かせください。

○議長（太田照彦君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） プレミアム商品券の発行につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

今回のプレミアム商品券の発行事業につきましては、事業目的や販売状況などについて、昼から産業振興部長が詳しく御説明を申し上げたところでありますけれども、発行に当たっては、国の経済対策の主な目的が、アベノミクス効果を早期に地方へということから、本市においては地方消費による経済の拡大及び活性化を第一に、より早く行ったものでございます。あわせて、地域全体の活性化を見据え、市内のできるだけ多くの業種や店舗で商品券が利用されるということを願うとともに、美濃市全体の経済規模が拡大されることを主眼に実施をしております。

結果としまして、市民の関心は大変大きく、過去の例では想像できない、予想をはるかに上回る反響があり、多くの市民の皆さんの協力により、2億円分、プレミアム分を含めると2億3,000万円分の商品券を完売することができました。市民の皆様には大変感謝をいたしております。

先ほど、市民の不満の声とありましたけれども、私のところには不満の声は実は届いてはおりませんが、購入された皆様からは感謝の言葉もいただいております。老人クラブなどの団体の方からは、会費で商品券を購入し、活動資金として有効に活用したといった声も届いております。

市のほうには、商品券はもう売り切れたのかとか、商品券の使える店はどこかとか、地域ふれあいセンターでは販売するのかとか、調剤薬局で病院の処方箋の費用に使えるのかとか、市役所とか商工会議所では1回5万円で購入できたが、地域ふれあいセンターでは1人5万円と限定したのはどうしてかなどとの疑問や問い合わせはありました。

議員の御指摘のような商品券を購入できなかった方があったことや、販売方法への不満もあるかと思っておりますけれども、今回の施策につきましては、先ほども申し上げましたように、早期の地域経済の拡大を最大の目的としたところであります。御理解いただければありがたいと思っております。

なお、今後こういったような事業を実施する場合には、今回いただきました御意見も参考として事業を進めてまいりたいと考えております。

[7番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 再質問をお願いします。

市長の答弁の真意を確認させていただくこととなりますが、今回のプレミアムつき商品券の発行目的は、美濃市における経済拡大及び活性化を第一にした事業として理解をしていただきたいと。市民の不満の声はあっても、我慢してほしい、こういうふうにとめてもいいわけですか。

○議長（太田照彦君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 先ほども申し上げましたとおり、今回のプレミアム商品券につきましては、経済の拡大ということでありましたし、実はその前段としましては、過去10年ぐらい前からこういった制度をやっております、大変売るのに苦労したという話がありまして、今回は過去の例から見ると10倍、あるいは3倍といった大きなお金を出すということで、売れ残ったらどうしたらいいかということも十分議論した中で、いかに地域経済の活性化につなげるかということを目玉にやりました。

結果として、我々が想像できなかった状況が発生したということにつきましては、市民の関心の高さに驚いているところがございますけれども、今後こういったことにつきましては、今回いただいたいろいろな意見や評価を参考に実施をしてみたいと思いますので、御理解いただきますように、お願いを申し上げたいと思います。

[7番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） わかりました。今後こういった事業を実施する場合には、今回の不満の声も参考として取り組んでいただけるとのことなので、不満の声が少なくなるような事業実施を見守っていきたいというふうに思います。

私はもともと行政の施策には公平性・平等性が求められていると思いますし、もちろん実行されていると思っております。市民の皆さんが行政の施策や運営に不満を持つということは、行政不信に陥り、施策の展開や市民協働の原点となる相互信頼の担保が困難になるというふうに考えています。

地方創生を基盤とするまち・ひと・しごと創生事業には、市民とともに立案し、実施していくことが多く求められているのですから、市民と行政の相互信頼は不可欠なものであると考えます。

今回のプレミアム商品券の販売に係る市民の不満の声をきっかけに、いま一度市長の考えられる公平性・平等性を明確にさせていただくことにより、今後の政策や市民サービスに対する市民の理解を得られるものと思いますし、議会においても各種審議及び討議の判断の基準になることが望ましいと考えます。

市長の考えられる市政における公平性・平等性とは何かをお聞かせいただきたいと思ます。



○議長（太田照彦君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 公平性・平等性とは何かということをございますけれども、公平とか平等、この2つの言葉を国語辞典で調べてみますと、公平とは、全てのものを同じように扱うこと、判断や、処理などが偏っていないこと。平等とは、偏りや差別がなく、皆等しいことと解説してあります。公平や平等という言葉は、同じように思われたり、使われたりすることがあると思いますけれども、人それぞれに捉え方に違いがあるのではないかと感じております。

したがいまして、行政施策を実施する場合は、政策の目的・内容などを十分検討し、最善の事業を策定することとしていますけれども、この場合でも公平・平等・公正をおいて政策立案することが重要と考えております。公平・平等など、事業の判断基準は評価する人によっていろいろあると思いますけれども、できるだけ多くの市民の皆様にご理解いただけるよう市政運営に努めることとしております。

私は、県職員の時代から、公正・中立な立場で仕事に取り組んでいたつもりでありますし、今後も常に市民の皆様と対話し、その声を大切にするとともに、市民力と行政力の効果を最大限に発揮したまちづくりを進めて、「笑顔あふれる元気な美濃市」を目指してまいりますと考えております。

今回のプレミアムつき商品券の発行に当たりましては、いろいろの評価をいただいているところでありますけれども、先ほども申し上げましたが、美濃市全体の経済規模の拡大と、こういったことを図ることが美濃市の地域の活性化につながるということで、これを第一の目的として実施をいたしました。御理解いただきたいと思います。

なお、福祉のための施策といたしましては、昨年を引き続き、子育て世帯や低所得者世帯に対し臨時福祉給付金を実施しております。この給付金は、昨年度は総額で6,800万円給付をいたしました。今年度は4,000万円余の給付を予定しているところでございますので、施策に合わせて公平・平等・公正で進めてまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 市民それぞれに価値観、取り巻く環境が異なる中で、平等性・公平性を明言するということが大変難しいことだと思います。あえて市長がその思いについて述べていただいたことによって、市民の皆様もこれからの施策に期待すると思いますし、私たち議員が提案を受ける議案・施策に対して、ただいまの市長の思いを理解した上で協議することができると思います。

今回のプレミアムつき商品券発行事業を契機に、より市民目線に立った施策やその効果を検証して、美濃市民の皆さんに結果の平等が実感していただける市政運営を期待し、私たち議員も施策の公平性・平等性を念頭に抱きながら、二元代表制の一翼を担う議員活動に励みたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） これより10分間休憩をいたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時18分

○議長（太田照彦君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 皆さん、こんにちは。

発言のお許しをいただきましたので、私は1つ目の質問で、主に国土のグランドデザイン、平成26年7月に国土交通省から発表されたものについて、美濃市の地方創生について質問をしたいと思います。

まず、石破茂地方担当相は、地方創生について「今回失敗したら、この国は終わり。本気で取り組まない自治体には、財政、情報、人材の支援はしない」と述べ、全国の自治体が今年度中に策定する地方版総合戦略に積極的に取り組むよう求めています。そして、「目標が達成できなくても誰も責任をとらないようなものは計画ではない。今まで行政は経験と勘だけで政策をつくってきた。今後はきちんとしたデータに基づいて議論すべきだ」と述べておられます。

政府は、日本創成会議・人口減少問題検討分科会（代表増田寛也氏）が2014年4月に消滅可能性がある自治体を発表し、全国で896自治体、全国の自治体の約5割の自治体が消滅可能性があるという発表をしたことに対し大変な衝撃を受けて、東京一極集中からの脱却、地方経済の活性化、人口増対策、災害対策、観光事業の拡大、女性の活躍などを実現するために、都市再生特別措置法の改正や、骨太の方針、日本再興計画、国土強靱化計画、そして国土のグランドデザイン2050などを次々と発表してきました。

2010年から2040年までの30年間に20歳から39歳までの女性が半分以下になる市町村は、今のまま何もしなかつたら消滅するというものであります。市民の中には、消滅なんてあり得ないとか、消滅なんてするはずがないとか言う人もおられますが、それは正常性バイアスで根拠がありません。また、そうなったら他市と合併すればよいと考える人もおられるでしょうが、破綻したような市を抱えたら、その市も破綻をしてしまいますので、簡単には合併はできません。今のまま名案も出せずに人口が減り続け、地域経済が疲弊していけば、間違いなく美濃市は破綻をしてしまいます。だから、美濃市の行政も議会も真剣になってこの問題に取り組み、市民の安心と幸せを約束できる将来にしていかなければならないと思います。

政府も、この増田レポートが発表されてから、このままでは日本が潰れてしまうのではないかという危機感から、まずは若者に魅力のある地方拠点都市をつくって、投資と施策をそこへ集中させていくということをも早く行うべきであると提言をいたしました。これは、地域の中核的なエリアに住民を移住させるというコンパクトシティー構想で、裏返せば、それ以外のエリアから住民を減らしていくということにもなっていますが、そんなことは言うておられない。政府は、国土のグランドデザイン2050などを素材として、我が国の未来の国

土や地域の姿について、国民の間で活発な議論を展開してほしいということとして、アベノミクスの効果がなかなか地方へ波及していかないことに危機感を持った政府が打ち出したのが地方創生です。

まず公共施設は、これまでのように市町村が単独で全ての公共施設をそろえるフルセットの行政から脱却し、廃止や統廃合や複合化などを行うことが必要であり、今後は市町村間及び市町村・都道府県間における広域連携を推し進めるべきであるとしてきました。

そこで、質問をしたいと思います。

まず1つ目の質問ですが、美濃市では、古くなった公共施設を1カ所に集めて再編するという市民わくわくふれあいセンター構想があります。1カ所に集める構想には、どれだけの施設を1カ所にまとめるのか、また再編には、施設の廃止、縮小、複合化、転用、広域連携などがありますが、どのようにされるのか、美濃市の市民わくわくふれあいセンターの進捗状況を総務部長にお聞きします。

○議長（太田照彦君） 総務部長 堀部勉君。

○総務部長（堀部 勉君） それでは、古田豊議員の御質問の（仮称）市民わくわくふれあいセンターの進捗状況等についてお答えします。

平成26年11月25日に、各種関係団体からの委員選出による（仮称）市民わくわくふれあいセンターを考える会から、施設整備の基本的な考え方等についての提言をいただきました。

この提言書では、老人福祉センター、保健センター、児童センター、福祉会館の4つの老朽化施設が、既存施設を移転統合したほうがよいと思われる施設として上げられています。また、図書館と中央公民館については、現行の施設を活用したほうがよいとされたところです。

現在、市としましては、この提言書に基づいて、利用者の利便性や景観、必要な駐車場などを考慮しながら、複数のパース図の案の作成を進めています。できるだけ早く、福祉団体と当該施設の利用に密接に関係する方々をメンバーとする検討会を設置し、さらに議論をいただいた後に、本年度中に基本構想としてまとめ、市民の方々へパブリックコメントを行っていきたくと考えております。市民の皆様からも早期建設の要望もございますので、できるだけ早く実施設計、建設着手を目指します。

また、同時に財政面においても、老朽化した施設の集約化により、全体として延べ床面積が減少する場合の地方債上の財政措置など、外部資金の活用による負担軽減等を検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

[9番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 了解しました。

それでは、2つ目の質問です。

観光による交流人口の増加は、商店街の活性化や製造業の振興にも大きな影響を与えます。

現在の取り組み状況と課題について質問をいたします。

世界の観光市場は、2010年の9億4,000万人から2030年には18億人に倍増すると、国連の世界観光機関が推計をしております。その後も2050年に向けて、特にアジアを中心とする新興国の経済成長が見込まれ、富裕層が拡大することから、海外旅行がこれまでにない規模で拡大していくことが想定されます。

そんな中で、これらの国々の旺盛な国際観光需要を積極的に取り込んでいくことが重要になってくると思います。美濃市の定住人口の減少に対応して、内外の観光客を積極的に呼び込み、交流人口の増加によって地域経済を活性化していくことが極めて重要になってくると思います。

日本人1人が1年間に使う消費額は、外国人旅行者が11人、日本に1泊して観光してくださる消費額に匹敵するというデータがあります。美濃市に1年間に1万1,000人の外国人旅行者が宿泊して下さったら、美濃市の人口が1,000人ふえたことと同じになります。1日30人の宿泊客があれば年間約1万1,000人の宿泊客数になります。1日30人の外国人宿泊客があれば、美濃市の人口が1,000人ふえる。美濃市の人口が減る中で、地域経済の活性化を図るために、ぜひ美濃市に観光ホテルでもよいしビジネスホテルでもよいので、優遇税制でも補助金制度でもよいので、将来を見据えたホテルの誘致をして、観光客をふやし、交流人口の増加を図っていただきたいと思いますが、産業振興部長の答弁を求めます。

また同時に、美濃市には観光課がなくなってしまっておりますが、観光客の増加対策や交流人口の増加対策はどこの課で誰が担当しているのかも、あわせて質問したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（太田照彦君） 産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） 観光による交流人口の増加は商店街活性化や製造業の振興にも大きな影響を与えるが、現在の取り組み状況と課題はの質問についてお答えをいたします。

市内の宿泊施設は、現在、旅館・ホテルが6軒あり、1日約300人が宿泊可能であります。また、そのほかに安価で泊まれるゲストハウスが2軒ございます。これら施設の年間1日平均の宿泊者数は約30人であり、この数字から見ますと、まだ200人以上の宿泊が十分可能な状況であります。なお、美濃まつり、ツアー・オブ・ジャパン、美濃和紙あかりアート展の開催時や学生による夏のスポーツ合宿時などには満室になることがございます。

ユネスコ無形文化遺産の登録決定後は格段に観光客はふえておりますが、観光客の立ち寄り先となる主な観光地は、うだつの上がる町並みや美濃和紙の里会館でございます。今後、宿泊型の観光資源、滞在型の観光資源を考え、市内での滞在時間を長くするとともに、宿泊に結びつく仕組みにしなければなりません。

また、最近の海外からの観光客の動向としましては、昨年アマルフィ市から訪問された方々には畳の部屋での宿泊が大変喜ばれたとお聞きしており、海外からの旅行者には、日本の文化が体験でき、また日本らしいおもてなしを受けることができる、そうした宿泊施設が人気となっております。現代的なホテルなどの宿泊施設より古民家を改築した宿泊施設など、

そちらのほうが喜ばれることもあり、こうした物件や経営者の発掘に努めてまいります。

なお、ホテル等の誘致につきましては、民間企業の進出に期待するところではございますが、継続的に宿泊客が見込めるかどうか、あるいは採算性が合うかどうかなどの課題もございますので、具体的案件があれば支援策も含めて、検討してまいります。

また、観光客や交流人口の増加対策につきましては、4月から課名が変わりましたが、引き続き美濃和紙推進課で行っておりますので、よろしく願いをいたします。

[9番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 要望しておきたいと思います。

近代的な宿泊施設でも古民家を改築した宿泊施設でも結構でございますので、ぜひ誘致をしていただきたいと思います。継続的に宿泊客が見込めるのかとか、採算がとれるかは、民間企業が考えます。美濃市として、ホテルの誘致に対して、固定資産税の軽減措置や補助金の支給ができて、本気になって産業振興部で誘致合戦ができるかどうかの問題であると思います。よろしく頑張ってください。

次に3点目、美濃市に訪れる外国人旅行者をふやす手だてはどのように考えているのか。

今も申し上げましたが、日本の人口は減りつつありますし、日本の経済も地方まではなかなかよくなってこない中ではありますが、新興国の人口や経済は著しく伸びていっており、美濃市でも韓国、台湾、中国などとの交流は積極的に行っているところではありますが、いま一度、みずからの地域の宝探しをして、田舎磨きを積極的に進め、ユネスコ無形文化遺産本美濃紙や長良川のアユなどを活用した魅力的なプログラムの実施や近隣県や異業種との連携による観光プロモーションの展開により、シンガポールやタイなど、岐阜県が重点ターゲット国に位置づけている東南アジアに加え、フランスを初めとした欧州諸国からの誘客を一層強化していただきたい。海外で開催される観光展などへも積極的に出展をしていただきたいと思いますが、産業振興部長の答弁を求めます。

○議長（太田照彦君） 産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） 美濃市に訪れる外国人旅行者をふやす手だてはどのように考えているのかの質問についてお答えをいたします。

現在、日本を訪れる外国人が加速的に増加している中、美濃市へも多くの方に来ていただけるよう、近隣市や関係機関などと連携しながら海外誘客活動を進めております。

また、今年度は市職員を岐阜県観光連盟に派遣するなど、市と連携した観光政策を実施しております。

具体的な誘客活動としましては、大きく2つあります。

1つは、海外に出向き、現地で開催される旅行博覧会への参加や現地旅行会社へのセールスコールによる観光PRの実施であります。今年度、台湾とタイで実施をするほか、ベトナムでは、岐阜県が開催する観光セミナー、商談会に参加を予定しております。

もう1つは、海外のメディアやエージェント、個人ブロガーなどを招聘し、実際に美濃市

を見て体験し、美濃市のよさを感じてもらい、SNSなどを活用して、現地への情報発信により誘客を図るというものでございます。

こうした取り組みによりまして、台湾からは美濃市を訪れる観光コースの提案、タイからはこの夏に旅行会社の関係者の訪問があるなど、着実に成果が上がってきております。

また、ユネスコ効果が影響して外国人旅行者は多くなっており、美濃和紙の里会館では、外国人観光客が、一昨年約500人、昨年は約1,500人と3倍になりました。その中にはヨーロッパからの旅行者もふえてきております。

今後は、外国人旅行者が観光スポットや移動手段の情報を入手するためのWi-Fiなど公衆無線LAN環境を整備するほか、宿泊型の観光を目指して、美濃和紙の里会館での和紙づくり体験とすいた紙での作品づくり、あるいはうだつの上がる町並みと川遊び体験などといった観光スポットと体験を組み合わせた滞在型の誘客活動に努めてまいります。旅館・ホテル、和紙販売などの店舗など、観光事業関係者の皆様には、外国からの観光客がふえてくるこの機会をビジネスチャンスと捉えていただき、積極的なおもてなしや受け入れ体制を整備されることを期待するものであり、市としましてもこうした活動に支援してまいりたいと考えております。

[9番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 答弁ありがとうございました。ぜひ頑張ってください。

次に、4点目の質問に入ります。

美濃市の特性を十分にPRし、災害に強い美濃市の優位性を宣伝し、企業誘致、人口増対策を進めたらどうか、質問をいたします。

美濃市をもっと大胆に宣伝して関心を持ってもらって、企業誘致や観光客の誘導をして、人口増対策につなげていく必要があると思います。

例えば美濃市は日本列島の真ん真ん中に位置し、高速道路の美濃インターチェンジからは全国四方八方どこへでも簡単に行けますし、火山もありません。原発もありません。津波もありません。地盤は強固で地震にも強い。風光明媚で水もきれいだし、空気もきれいです。という宣伝をもっともってしていく必要があると思います。

災害に強い美濃市を宣伝し、企業誘致を図るとともに、従来型の経済一辺倒の豊さではなく、自然や地域との触れ合いを大切に生き方も求められており、田園回帰と呼ばれるように、地域を志向し、地域を大切にしたいという若者もふえてきております。

このように、いわば国際志向と地域志向ともいうべき2つの考え方、多様な価値観が存在する中での美濃市のPRを大胆にしてほしいと思います。ホームページにプロモーションビデオなどを載せて宣伝をしていくべきだと思いますが、産業振興部長のお考えをお聞かせください。

○議長（太田照彦君） 産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） 美濃市の特性を十分にPRし、災害に強い美濃市の優位性を

宣伝し、企業誘致と人口増対策を進めてはどうかの質問についてお答えをいたします。

国が進める総合戦略では、地方で働く場の創出、移住者の増加、結婚や出産など若者の希望の実現、少子化時代に対応したまちづくりを基本方針としております。

当市においても、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環の確立を目指し、現在、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めているところでございます。新たな仕事や雇用を産み出す上で、積極的な企業誘致施策は非常に重要と考えます。

こうした中、現在、市内には企業誘致する大規模な工業団地がないため、岐阜県、関市、そして岐阜県土地開発公社と協議を進めながら、（仮称）池尻・笠神工業団地開発を目指しております。東海北陸自動車道、東海環状自動車道西回りルート的高速道路網の整備に伴い、東海、北陸、関東、関西への広域アクセスの飛躍的な向上が見込まれております。このため、利便性や東日本大震災以降重視されている災害時の代替輸送ルートの充実が図られるところでございます。

また、美濃市においては、南海トラフ地震で危惧されている津波の影響はないと考えられ、昨年、美濃商工会議所において、市内への企業立地の優位性について、商工業等活性化プロジェクトの中で検討された中では、この付近には活断層がなく、地盤がかたいため、地震に対する揺れが極めて少ない地域とされております。

こうした交通アクセスの利便性や災害等への安全性などの立地条件をPRし、商工会議所と連携して、優良企業の誘致を進めてまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） ありがとうございます。

要望をしておきたいと思っております。

ぜひホームページで美濃市のプロモーションビデオを見られるようにして、美濃市を大いに宣伝をして、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略を成功させて、若者、特に20歳から39歳までの女性をふやしていただきたいと思っております。要望しておきます。

次に、5つ目の質問をしたいと思っております。

日本の人口が減る中で、世界の人口は増大しております。2010年に約69億人の世界人口が、2050年には96億人に達すると予測されております、40年間に5割も世界人口がふえるということでもあります。そうすると、食料・水・エネルギーに対する需要も爆発的に伸びていくことが想定されますが、そうした中で、我が国として食料・水・エネルギーをいかに確保していくかが課題だということでもあります。

日本の食料自給率は、カロリーベースで39%、エネルギーについても化石燃料の輸入が増大し、貿易収支・経常収支が悪化している。水資源についても国内でも不足することがあり、世界においては水需要が爆発的に増加し、水問題が間接的に我が国に影響を与え得る状況であるとされており、

水は命の根源であり、この地方でも昔は、田植え時期になると田んぼへ水を引く、その水が不足をして水の奪い合いになり、けんかが絶えなかった。けんかから殺人事件まで発展しかねない状態が昔は続きました。それは命の根源である米を生産するためには、どうしても水を田んぼへ引かなければ米が収穫できないからでありました。

今まさに中東やアフリカ等では水不足が起こり、イエメンなどでは1カ月に1度しか水道の水が来ない状態であり、ふだんは仕方がないから高い水を買って飲んでいる状態だそうです。

美濃市はありがたいことに水は豊富にあります。将来、外国企業に山や水源地を購入されてしまわないように、今から対策を立てる必要があると思います。ぜひ国内の水産業を誘致していただきたいと思います。そして、美濃市で水の生産工場をつくっていただきたいと思います。

食料も不足をします。ぜひ今の耕作放棄地や遊休農地を維持管理しながら、将来につなげていってほしいと思います。その手だてをしっかりと考えていただきたいと思ます。

さらに、地球温暖化の進行や生物多様性の危機など、地球環境問題は非常に深刻で、今世紀末の日本の平均気温は4.4度C上昇するとの予測もあり、エネルギーにおいても化石燃料の輸入増大による貿易収支・経常収支の悪化等に対処するために、美濃市においても製材所を誘致して木質バイオマスの生産や下水汚泥を固形燃料化するような会社を誘致していくことを考えていただきたい。

企業誘致というとすぐに大企業をイメージしてしましますが、美濃市には身の丈に合った小さな会社を幾つも呼び込んで、田舎暮らしのよさをアピールしながら、目立たないところで働く人が誇りを持てるような、縁の下の力持ちを大切にする、そんな会社をたくさん誘致していただきたいと思います。そのことが、真面目に努力していればいつかは報われると思うかという質問に、20代、30代の青年の40%が報われないと答えています。そんな青年たちに生きがいを持ってもらえるような働き場所をつくるように努力してほしいと思います。

そして、ここで聞きをおきたいと思いますが、美濃市では、企業誘致という必ず池尻・笠神工業団地を進めているという答弁でありましたが、それはそれで進めていただければよろしいが、ここで言うのは、食料や水やエネルギーなど、人間が生きていく上で最も必要な産業の育成と企業誘致がどのように行われているのか、産業振興部長にお尋ねをいたします。

○議長（太田照彦君） 産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） 世界の人口は増大していく中、食料や水、エネルギーの需要がふえると予想されるが、これらの産業を地域の産業として育成してはどうかの質問についてお答えします。

昨年の本美濃紙のユネスコ登録以来、本美濃紙への注目が集まるとともに美濃和紙への関心が高まり、紙業業界全体の底上げも期待されているところであります。



また、美濃市がある清流長良川の流域では、人々の暮らしや地域経済、歴史、文化が長良川の核として深く結びついております。岐阜県では、この清流長良川による結びつきを「清流の国ぎふ」の宝物と捉え、世界に誇るべき里川システムとして、国連食糧農業機関による世界遺産の認定を目指すとともに、新たな世代へ守り伝えようとしていているところがございます。当市におきましては、この清流長良川の恩恵を受けて、アユ、カジカ、ナマズなどの魚類や各種の農作物、飲料水といった豊かな地域資源に恵まれており、こうした地域資源を活用して地域の活性化へとつなげてまいります。

また、木質バイオマスの生産や下水汚泥の固形燃料化につきましては、平成21年度に策定しました美濃市バイオマスタウン構想により、バイオマス利活用の取り組みを示しております。

間伐材や剪定枝などの木質バイオマスを活用してエネルギーをつくる取り組みは、資源の循環的な活用、地球温暖化防止、良質な森林保全などの観点からも重要であります。バイオマス発電所は、現在、県内には川辺町、白川町、瑞穂市の3カ所があります。しかし、システム活用の上では、経済性や採算性、必要資源量の確保や安定供給システムの確立、技術開発など、まだまだ解決すべき課題が多いのが現状であります。

また、汚泥につきましては、エネルギー活用は現在のところ実施をしておりませんが、セメント原料化を実施しているほか、農地への堆肥化を検討しているところであります。

なお、食料や水、地域資源などを活用した産業の育成につきましては、民間事業者の参入に期待しながら、今後も情報収集に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

[9番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 再質問をしたいと思っております。

人間にとって最も大切な食料や水、エネルギー産業の育成や企業誘致に対しては、どの課で何人の職員がかかわっておられるのかお聞きをしたい。常に職員が全国を回って企業誘致を進めて働き場所をつくるのが、20歳から39歳までの女性を半減させないことになり、美濃市を消滅させないこととなりますので、努力をしていただきたいと思っておりますが、答弁を求めます。

○議長（太田照彦君） 産業振興部長 林信一君。

○産業振興部長（林 信一君） 産業の育成や企業誘致につきましては、産業課が主管となっております。課全体の職員数ですが、10名であります。そのほか、課には係としまして、池尻・笠神工業団地推進室、農林業振興係、商工業振興係、農業委員会がございます。食料や水、エネルギー関連も含めまして、産業育成や企業誘致では係間で協力し合い、また県や商工会議所とも連携して進めてまいります。

[9番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） ぜひ頑張って努力をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、大きな2つ目の質問になりますので、前へ行かせていただきます。

美濃市には、新婚世帯家賃補助金制度というのがあります。今現在、美濃市で、新婚世帯にはアパートの家賃を月に1万円ずつ2年間にわたって補助をする制度がありますが、新婚で家を新築したり、古家を購入したり、リフォームをしても補助金はありません。不公平さを感じますので、新築も、古家の購入にも、リフォームにも補助金を出すようにしたらいかがですか。

そして、こういう制度をつくったら、各地の住宅展示場やイベント会場へも訪れて、マイホーム購入予定者に直接訴えて、美濃市に一人でも多くの人に住んでもらえるように、大いに宣伝をしてほしいと思いますが、建設部長にお尋ねをいたします。

○議長（太田照彦君） 建設部長 辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） ただいまの古田議員の一般質問の美濃市の新婚世帯家賃補助金制度についての、新婚のアパートには補助金があるが、新婚で新築したり、古家を購入した人にも補助金を出すべきではないかについてお答えいたします。

美濃市新婚世帯家賃補助金は、新婚世帯の市内への定住及び市外からの転入を促進し、活力あるまちづくりを図る目的で、民間の賃貸住宅の家賃の一部を補助するものでございます。平成23年度から実施しております。

当制度が導入された背景には、新婚世帯の多くは、一定期間、諸事情により親元を離れ、自分たちだけの生活を送るためにアパートで暮らす傾向がございます。ところが、当市のアパートの家賃が近隣市と比較しまして少し高目でした。その理由としまして、近くに保育園や小学校があることや、大型店舗があり買い物に便利なこと、また高速道路インターチェンジもあり、大変利便性がよいことなどが影響しているものと思われま。

こういった背景のもと、市内外の新婚世帯が市内のアパートで生活していただけるよう、家賃月額1万円を2年間補助するものでございます。若年層を当市に呼び込む、あるいは定住していただく効果を期待した施策であることを御理解願います。

議員御提案の、新婚で新築したり、古民家を購入、古民家を借りてのリフォームなどへの補助金につきましては、人口増加対策、あるいは市外への転出防止対策には有効な手段の一つと考えておりますが、財政面の課題もありますので、今後、美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の中で議論してまいりたいと考えますので、御理解願います。

〔9番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 再質問したいと思います。

既に隣の市などでは、新築住宅に対しては30万円の補助金を出すとか、そういうような制度をつくっておる市もあります。ぜひ美濃市も、まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の中で前向きに議論をして、新しい制度をつくっていただけたらありがたいと思います。

そして、もしその制度ができましたら、各地の住宅展示場やイベント会場へ訪れて、マイ

ホーム購入予定者に直接訴える、そんな活動を今後建設部でやっていただけますかどうか、ひとつ確認をしておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（太田照彦君） 建設部長 辻隆男君。

○建設部長（辻 隆男君） 先ほど答弁させていただきましたとおり、補助制度につきましては、財政面や対象者など、制度設計もございますので、十分検討してまいります。

また、情報発信につきましては、イベントなどの機会を捉え、幅広くしてまいりたいと思いますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 答弁ありがとうございます。

最後に、全体の質問の中で感じたことを要望しておきたいと思います。

今までいろいろと申し上げましたが、日本は今、2つの大きな危機に直面をしています。

1つは、急速に進む人口の減少で、このまま推移すれば、人口は限りなくゼロに近づいていき、社会全体の持続可能性が失われてしまうという危機であります。

2つ目は、巨大災害の切迫であり、その対応を誤れば、国家の存亡にもかかわるおそれがあるということでもあります。

美濃市にも同じことが言えます。みずからの地域に眠っている宝の再発見、そして田舎磨きを積極的に進めるアイデアを、この地域創生元年を機に掘り起こしていただきたいと思ひます。そして、道路の修景・緑化等の日本風景・歴史街道の形成なども考えてみてはいかがでしょうか。ぜひ研究し、勉強し、職員を配置して、美濃市の人口増と地域経済の発展のために努力をしていただきたいと思ひます。

過去60年間にわたって美濃市の人口は減り続けてきました。それは、無難に仕事を進めることばかりを考えて、データに基づいた人口増対策や、美濃市に合った小さな企業を幾つも誘致するということや、田園回帰、地方志向という若者の気持ちに十分にこえていなかったからだと思ひますので、それを今後も続けていけば、新しいものなど何もつくることはできないと思ひます。そうなれば世の中の流れから取り残されることとなります。思い切ったアイデアと、今一番必要と思われるところには思い切って予算と人材をつぎ込むことで美濃市の活性化を図るよう努力していただきますことを要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） 次に、4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 皆さん、こんにちは。

私は、発言通告書に従ひまして、留守家庭児童教室の現状と課題についてとコミュニティママサポート事業についての2点について、一般質問を行います。よろしくお願ひします。

最初に、留守家庭児童教室の現状と今後の課題について、民生部長にお尋ねいたします。

ある市内の会社で事務員として働いている若い母親から、学童保育の夏休みの開始時刻、今は朝8時からだけれども、10分でもいいから早くならないものか、どうだろうと尋ねられま

した。

学童保育は、長い間、関係者の強い願いと運動があつて、1997年、児童福祉法によって法制化されました。当時、私は学校現場で働いていましたので、身近なところでその様子を見て、17年経過し、ある程度のことは知っておりました。

それから17年経過して、むしろ環境はそのころより整えられて今日まで来ているものと思っていたものの、若い母親の素朴な質問に対し、現在の様子を知らずして無責任な返答はできないと思い、市内にある場所にして5カ所、教室の数にして6つの学童保育の教室を訪ねてみました。

現在、どんな環境で、どのように学童保育が行われているのか。例えば教室での指導員の皆さんの児童への働きかけ、それから児童の皆さんの学習や遊びの様子、お迎えに来られた保護者の皆さんの姿など、具体的に見ることができました。また、各地域によってそれぞれの特徴があることもわかりました。

その中で、大矢田の学童保育の場所がふれあいセンターになっていることは、他の教室と比較すると幾つかのことで違いがあり、また問題も含んでいるのではないかということに気づかされました。例えば遊び場所です。その場所が室内に限られていること。地域の方がふれあいセンターを利用される日と重なりますと、別のスペースに、子供たちはそそくさと道具を片づけて移動しなければならないこと。それからまた、利用人数に対してスペースが狭いなど、市もこれは十分把握なさっていることと思います。

そこで1つ目ですが、市内6教室において、学童保育の教室の実態はどのようなか、お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） それでは、永田議員の一般質問の留守家庭児童教室の現状と課題についての1つ目、市内5カ所の教室の実態はどのようなになっているのかについてお答えをさせていただきます。

美濃市の留守家庭児童教室の取り組みは平成15年から始まり、現在、美濃第一、美濃第二、牧谷、大矢田、藍見、中有知の5校、6教室を開校しております。教室の場所は、学校の空き教室で行っている教室が美濃第一、美濃第二、牧谷の3教室、学校の体育館ミーティングルームが藍見教室、専門施設中有知遊童館では中有知教室、大矢田公民館の和室・会議室を使っている大矢田教室。平日は授業終了後から午後6時まで、長期休暇、振りかえ休日で1日実施する場合は午前8時から午後6時まで行っております。

本年6月1日現在の留守家庭児童教室の利用者数は、美濃第一38名、美濃第二35名、牧谷37名、大矢田23名、藍見25名、中有知51名、合計で209名となっております。教室全体の利用者数は、平成26年6月と比べますと18人の増加、一昨年（平成25年）6月ですと45人の増加となっております。今後も増加が予想されると思っております。学年ごとの人数は、1年生66人、2年生55人、3年生58人、4年生30人となっております。

活動範囲、スペースでございますけれども、学校敷地内の教室では、グラウンド、体育館

も利用して活動しております。大矢田教室は、大矢田公民館の会議室やロビーも活動範囲となっております。

持ち物の収納は、利用者ごとに決められた収納棚があり、ランドセルなどの持ち物を入れております。利用者がふえれば収納棚を購入して対応をさせていただいております。

衛生環境では、トイレや手洗いは、学校施設を利用している教室では学校施設を、公民館や専門施設もその施設のトイレや手洗いを利用しておりますので、衛生上の問題となることはございません。また、冷蔵庫は各教室に設置をしてあります。

指導員数は、美濃 2 教室で 7 名、牧谷 5 名、大矢田 4 名、藍見 3 名、中有知 7 名の合計 26 名で、シフト制により 2 名から 4 名が従事しております。

遊び場の広さでございますけれども、大矢田の留守家庭児童教室以外は、学校の空き教室、体育館のミーティングルームなどの学校施設や、学校の敷地内に建てられた建物でございますので、グラウンド、体育館を利用するため、広く使っております。

大矢田教室につきましては、学校に空き教室がないため公民館を使用しておりますが、小学校から公民館までの移動の安全や、グラウンドや体育館という広い場所での活動ができないなど、問題点はございます。利用者の増加に対しましては、和室だけでなく会議室やロビーを利用させていただくなど、スペースは何とか確保しているところでございます。しかし、夏休みなどは、午前中体育館で活動し、午後プールへ行くなど、教室と学校を 2 往復することもあり、移動に際しましては十分に交通安全に気をつけ、対応しなければなりません。

また、留守家庭児童教室の活動において、不測の事故に対し備えるためにも、利用する児童及び指導員は保険に加入をしております。以上でございます。

〔4 番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 4 番 永田知子君。

○4 番（永田知子君） 御答弁ありがとうございました。

やはり大矢田教室は、今の御答弁の中にありましたように、大変窮屈な現状であるということがわかりました。そして、一番ちょっと気になりますことが、遊ぶ場所が外ではなく、建物の中であるということなんです。今、子供は、きょうの午前中のいろいろな質問の中にもありましたように、やはり子供は外で遊んで、そこで培う力も大きく期待されていることがあるので、これはやはりこれから考えなければいけない問題かと思うんですが、7 月にはじきにもう夏休みに入ってきます。成長期の児童が体を動かしてあちこち運動すれば汗をいっぱい出すわけですが、そうした発汗作用に伴って、夏場は特に狭いところで、空調設備も十分に効果を発しないようなことも予想されるわけであります。

今年度の夏休み留守家庭児童教室利用案内を見ますと、入室希望者が多いときは、夏休みのみ、入室希望者を対象とした勤労青少年ホーム内の留守家庭児童教室を臨時開設する場合がありますというふうにうたっております。既に募集時期の最中なのですが、大矢田から曾代まで、保護者の方の朝の出勤前に連れていかなければならない、何とかならないだろうか、その声も届いております。

せめて暑い夏休みの間だけでも、大矢田小学校の一部、例えば少人数教室ですとか、ゆとりのスペースを借りるとか、近くにあります伊瀬の集会場を夏休み期間だけ借りるなど、少しでもゆったり過ごせるための工夫を提案いたします。

安全面を第一に考えて、一刻も早く実現するように強く要望して、1つ目の質問を終わります。

次に、2つ目の質問に移ります。

1日の学校生活を終えて、児童は自宅に帰宅するまでのわずかな時間とはいえ、家で過ごす以上には学童教室の環境に求めることは難しいにしても、より快適な環境であるにこしたことはありません。

学童保育が法制化された当初は、公的な責任の曖昧さ、国としての最低基準がつくられていない、財政措置が不十分といったような問題がいろいろありまして、質的な充実とか量的な広がり立ちおくれたという、そうした経緯があります。

しかし、社会の大きな変化による要求から、幾度かの法整備も重ねられて、昨年4月には学童保育の省令が公布されました。それを受けて、美濃市も9月に条例が策定されました。

そこでなんですが、児童が過ごす教室の広さ、児童数に対する指導員の数、その配置など、環境全体の基準についてお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 目安となる基準はあるかという御質問だと思いますけれども、放課後児童健全育成事業は、児童福祉法の規定に基づきまして、条例で放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めております。

国のガイドラインでは、教室の規模はおおむね40人程度。開所日、開所時間は、子供の放課後の時間帯で、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。また、長期休業期間や学校休業日等については、保護者の就労実態を踏まえて8時間以上開所すること。子供が活動するスペースは、児童1人当たりおおむね1.65平米以上の面積を確保することが望ましいとされております。また、安全対策として、事故やけがの防止に向けた対策、衛生管理として感染症等の発生時の対応などが定められております。

市の条例でも、ガイドラインに沿って、1人当たりの床面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上、非常災害対策、衛生管理などの基準を定めております。

また、支援員1人に対する児童数についての定めは特にございませんが、条例の中で、支援員の数は教室ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、支援員を補助する補助員でよいとされています。

支援員の資格につきましては、保育士、社会福祉士、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教諭の資格を有する者、大学で社会福祉学・心理学・教育学などを専修する学科または課程を修めて卒業をした者、高等学校卒業者等で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者となっております。

当市の留守家庭児童教室6教室の現状は、床面積は6教室の合計で約530平方メートルと

なっております。児童321人分の床面積でございます。ただし、教室によっては、議員御指摘のとおり、ぎりぎりとなっている教室もございます。指導員につきましては、支援員の資格を有する指導員が26人中15名で、各教室に1人以上配置をしております。

いずれにいたしましても、国のガイドラインに沿って、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校等に通う子供たちに生活の場を確保し、遊びや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図るとともに、保護者が安心して働ける環境づくりに努めてまいります。

[4番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 御答弁ありがとうございました。

これらの基準は、国の省令を受けて、昨年9月25日、条例として作成された、そして今日に至っているということで理解いたしました。床面積について、先ほど、321人分まで可能ということで、まだまだこれから余裕があるのだなあと、ちょっと安心をしたのですが、これはあくまでも面積の合計でありまして、先ほど気になりました大矢田のふれあいセンターの床面積についてはやはり限界に近づいているよということも教えていただきましたので、今後またそういったことについては、全国の学童保育連絡協議会等が、専用のスペースの確保ですとか、専任指導員の配置ですとか、複数の有資格者の配置ですとか、児童の規模は40人ではなくて30人以下になどというように、預けられている児童にとってより快適性のほうに近づくとすることを目的としているということを頭に置きまして、これからは利用者のニーズをもとに、未来につながっていく美濃市としての子ども・子育て支援法の充実を図ることを要望して、2つ目の質問を終わります。

続いて、3つ目の質問に移ります。

じきに児童が楽しみにしている夏季休暇になります。

そこで、夏場の児童1人に対する専用区画、冷房設備と増加した人数、衛生及び安全への配慮など、さきの基準と照合しますとかなり低下するものと思われます。関連して、児童数増加に伴う指導員の充実ですとか、衛生面への配慮、それから夏場特に起こりやすい熱中症対策など、これまでの夏季休暇中の利用の実態とその対応について質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 夏季休暇中の利用実態と対応はどのようになされているかというお問い合わせにお答えをさせていただきます。

過去3年間の夏休みの利用人数は、平成24年度が263人、平成25年度が297人、平成26年度が287人となっております。

ちなみに、昨年夏休みの各教室の利用人数は、美濃第一51人、美濃第二58人、牧谷49人、大矢田28人、藍見23人、中有知78人で、放課後の利用者数191人と比べますと、夏休みの利用者は96人増ということになります。

また、夏休みの指導員につきましては、ハローワークなどでの募集に加え、包括協定を結

ぶ大学の学生課へ依頼し大学生の募集も行い、通常時に比べますと17人増で行ってまいりました。

また、衛生面では、手洗い・うがいを徹底させ、特に熱中症対策として水分補給や冷房の入った部屋で体を冷やすことなどを指導を行い、安全に心がけております。

〔4番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） ありがとうございます。

やはり予想どおり、夏季休暇というのは、利用者の数はこの教室も増加するのだなということがわかりました。保育時間も1日10時間、朝8時から夕方6時までというのは、とても指導員の方の仕事としても大変だと思われまます。成長期にある多数の児童への対応で、先生方の御苦勞をお察しします。

夏場は特に、児童と指導員に対する保健・衛生が確保された環境への配慮が必要となってきます。管理をより一層強化しまして、そのことをお願いしまして、3つ目の質問を終わらせていただきます。

続いて、4つ目の質問に移ります。

指導員と市との月1度の交流で、問題点として明らかになったことは何か、お尋ねいたします。お願いします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） これまでに明らかになった問題点は何かということに対してお答えをさせていただきます。

毎年、年度初めの4月に、指導員全員を集めての研修会議を開催し、5月からは毎月、各教室の主任指導員、市の担当者も含めての指導員会議を開催し、教室での問題点となっていることや運営についての意見交換を行っております。

意見交換の中では、各教室での児童や保護者への対応や、保護者のお迎えの時間が遅いなど、入室ルールが守られていないので保護者へ文書を配付するなど、話し合いながら、改善する点は改善しながら行っております。

大きな問題点として、年々、利用児童数が増加していることで、大矢田教室と藍見教室が施設面積の限界が近づいてきているなど、学校の空き教室だけの運営が困難になってきた。また、利用者数の増加にあわせて指導員の補充を行ってほしいなど、意見をいただいております。

実施場所につきましては、特別教室や放課後の空き教室を使用するなど、教育委員会と一層連携し、検討してまいりたいと思っております。

また、昨年度、保育園の保護者会連合会とのガヤガヤ会を行ったときに、利用者の対象年齢を6年生まで延ばしてほしいという要望もございました。そこで、現在、今年度モデル事業として、入室に余裕のある中有知教室につきまして、6年生までの入室意向調査を実施しております。4年生までの申し込み状況により、入室状況に余裕がありましたら、5・6年



生の児童の入室も実施したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

[4番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） ありがとうございます。

今後、利用者数の増加によりまして、1人当たりの、いわゆる専用区画面積というのは狭まっていきます。学校では運営が難しくなるということや、それから指導員の不足など、今後は今以上にさらなる環境整備への準備が急務となってまいります。交流をしていらっしゃるということで、現場の声というのは、日々の必死の思いで児童と対応している指導員の切なる願いが込められています。

そこで、私は、次の3点をその声をもとに提案いたしますので、今後、参考にしていただけたらと思います。

1点目、中有知地区の遊童館をモデルケースとして、市民にも理解と協力を求め、困難が想定される各地域にも遊童館のような施設を建設していけば、「市民が創る キラリと光る オンリーワンのまち」の美濃市としてのアピールもできると思うんです。放課後児童健全育成事業が、これからの美濃市のまちをつくる一つのキーポイントになるのではないかと思います。教育への投資は、未来のエネルギーの確保となります。

2点目は、とにかく一人でも多くの指導員を配置することです。単位が40人以下、一応、先ほどの基準の中で伝えていただきましたけれども、指導員の数はそれに対して2名以上ということになっております。児童の構成年齢ですとか、年度ごとに必要人数も変化します。例えば低学年が、1年生・2年生が数多く集まる年度には、やはりその基準どおりの一、二名では大変ではないかと想像するわけでありまして。資格のある定年退職者ですとか、あるいは退職予定者の方々へ、美濃市の未来への投資として理解と周知を求めて、継続的に働きかけを行って、指導員の事前登録制、言ってみれば指導員バンクみたいな、そういったものも進めていくのも一案ではないかと思うのであります。今の基準はあくまでも一つの目安、最低の数ですから、とにかく指導員を一人でも多く配置すれば、担当される指導員の方の児童数も少なくなつて、今以上に、それなら私もやってみようという希望者もふえるのではないかと想像します。

3点目として、各教室に、保護者に対する連絡が迅速に行えるように、印刷機器の設置、パソコンの設置をお願いしたいのであります。

この3点を強く要望して、4つ目の質問を終わります。

最初の質問の最後になります、5つ目の質問に移ります。

一層安心して利用できるための環境整備の計画はどのようなか、お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） より一層安心して利用できるための環境整備の計画はどのようなかについてお答えをさせていただきます。

本年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートし、留守家庭児童教室の対象年齢が、受け入れ義務を課すものではございませんが、6年生まで引き上げられました。

また、国も放課後子供総合プランとして、厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業、いわゆる留守家庭児童教室と、文部科学省所管の放課後子供教室を総合的に整備する方向性を示しているところから、先ほど答弁したとおり、特別教室や放課後の空き教室など利用できないか、教育委員会と連携し、協議してまいりますので、よろしく願いをいたします。

[4番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） ありがとうございます。

国は補助金を、放課後児童健全育成事業実施要項の要件を満たせば、運営主体に関係なく補助対象にしております。設備費と運営費の2種類に使うようにはなっておりますが、現在の学童保育の現状から見ますと、目標達成に近づけるためには一層の増額が望まれるわけです。

また、文科省の放課後子供総合プランと女性就労支援としての学童保育は、2つの事業、それぞれの拡充が望まれるところであります。

美濃市だからこそできる内容で、今後の環境整備計画の検討をお願いします。すぐには無理かもしれません。けれども、一日でも早く実現できるよう検討をお願いして、留守家庭児童教室の現状と課題についての質問を終わります。

一般質問の2点目、コミュニティママ子育てサポート事業についてのお尋ねを民生部長にお願いいたします。

1つ目ですが、コミュニティママサポート事業の概要はどのようなかについてお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） それでは、コミュニティママ子育てサポート事業についての概要はどのようなかについてお答えをさせていただきます。

この事業は、子供たちの健やかな育ちを見守り、子供を安心して産み育てることのできる環境をつくることを目的に、家庭の事情などで一時的に育児ができないときに、ほんの二、三時間手助けしてほしいママのために、保護者にかわってお子さんのお世話をする登録制の子育て支援事業でございます。少しでも子育てがゆとりあるものとなるように願いを込めて、地域参加型の有償ボランティア事業です。

子育てを手伝ってほしい人を利用会員、子育ての手伝いをしたい人をサポート会員といい、この方たちから成る互助援助活動を行う登録制の組織でございます。子育てを手伝ってほしい利用会員の対象は、小学校4年生までのお子さんをお持ちの保護者が対象となります。子育ての手伝いをしたいサポート会員は、保育士、幼稚園教諭、小・中学校の教諭、看護師、保健師等の資格をお持ちの方や、子育ての経験があり、子育てに熱意のある方です。

子育てを手伝ってほしい利用会員の急な病気や冠婚葬祭、学校行事・研修会などでお子さ

んを連れていくことのできないときや、産前産後における妊産婦さんでお子さんのお世話ができないとき、急な就労等で一時的に支援が必要な場合に利用することとなります。

支援を受けられる時間は、午前8時から午後8時の間となっています。

支援を受けられる場所は、子育てを手伝ってほしい利用会員宅や子育ての手伝いをしたいサポート会員宅、あるいは研修会・講演会などが開催される公民館・文化会館などでの預かりとなります。

利用料金は、平日の午前8時から午後5時までが時間当たり700円、午後5時から午後8時までが時間当たり800円。土曜・日曜・祭日の午前8時から午後5時までが時間当たり900円、午後5時から8時までが時間当たり1,000円となっております。

[4番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） ありがとうございます。

目的ですとか、システムについて、これなら気兼ねなくお手伝いの依頼ができると、そんなふうに思いました。昔ですと、これが有償ボランティアではなくて、地域社会のつながりで御近所をお願いして、ごく自然に助け合いができたことが思い出されます。こんな制度をきっかけにして、またそうした相互扶助の地域社会の関係づくりがこの美濃市でもつくって広がっていくことを期待したいものです。

2つ目の質問ですが、この制度の利用会員ですとか、サポート会員の登録状況はどのようなか、教えてください。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 利用会員、サポート会員の登録状況についてでございますけれども、平成25年度は、利用会員は25名、サポート会員は15名、平成26年度は、利用会員は22名、サポート会員は17名でございます。現在、平成27年ですけれども、利用会員19名、サポート会員16名でございます。

昨年度の活動内容の実績は、サポート会員の活動日数、年間65日、延べ活動人数は129人でございますが、個人利用における託児は3件、延べ16時間で、個人での利用が少ない状況でございます。

先ほどもお答えをしましたが、子育てを手伝ってほしい利用会員が学校行事や研修会等でお子さんを連れていくことのできない事業での活用が多く、例えば親子クッキング、乳幼児学級事業、家庭教育学級リーダー研修などで託児が必要となる子育て世帯を対象とした事業で、公民館、文化会館での集団での利用でございます。

[4番議員挙手]

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） ありがとうございます。

3つ目に移ります。

利用者からは、これまでどのような提案がなされてきたのでしょうか、教えてください。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 利用者からは、これまでにどんな提案がなされてきましたかということでございますけれども、提案ではございませんけれども、保育園まで迎えに行ってもらえないかとか、上の子の習い事の場所で託児がしてもらえないかとかという問い合わせはありました。

支援を受けられる場所につきましては、先ほども答弁をさせていただきましたが、子育てを手伝ってほしい利用会員宅か、子育ての手伝いをしたいサポート会員宅、ほかには公民館、文化会館などの公共施設での託児となりますので、この事業を子育て中の保護者の皆さんにもっと理解をしていただけるよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 御答弁ありがとうございました。

サポートする場所、案内書の中でその場所がきちんと明示されているので、その範囲内ではないと、お迎えに行ってくださいとか、お迎え先のところでというような条件の中では行えないと、そういうこともきちっと利用者の方にもわかっていたかなければならないということ、そういうわけですね。利用者は困っている状況をきちんと伝えていければお世話を受けることができるという心強い制度だと、私は思います。

今後、いろいろなニーズが、こんなことはあるのかというような、やっていただけないかというような要望も出てくるかもしれないのですが、それにつきましては、これからの若いママたちのやる気につなげていけるようにそれに応えていく、そんな構えを期待したいと思います。

4つ目です。

これまでの事業展開を通しての成果と課題についてお尋ねします。教えてください。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） これまでの事業展開を通しての成果と問題点はどのようなかということでございますけれども、先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、会員数の伸び悩みにより、個人利用における託児が少ないことであると考えています。これにつきましては、この制度を活用しなくても、祖父母、友人・知人等に育児をお願いしてみえるものと思われませんが、急な病気や冠婚葬祭、学校行事・研修会などでお子さんを連れていくことができないときや産前産後における妊産婦さんでお子さんのお世話ができないとき、急な就労等で一時的に支援が必要な場合などにも利用できることを広くPRすることが必要であると考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 御答弁ありがとうございました。

負担金が必要だけれども、いざというときには大いに助かる、そんな制度だと思います。これからは、利用者をふやしていくためには、利用してよかったというような事例なども盛り込むなどして、今後も十分に広報展開を行っていただき、一般の利用が広がることを期待します。

最後、5つ目の質問です。

利用者負担金に対する市からの補助金が、将来的に見てあり得るかどうかということなんですが、先ほど、お金については詳細に述べていただきましたが、予算の中で大変高いお金になっておりますので、それについての市の、あり得るかどうかについて、教えてください。お願いします。

○議長（太田照彦君） 民生部長 古田和彦君。

○民生部長（福祉事務所長）（古田和彦君） 利用者負担金に対する市からの補助は、将来的に見てあり得るのかという問いでございますけれども、現在、この事業には、子供たちの健やかな育ちを見守り、子供を安心して産み育てることのできる環境をつくることを目的に、市がコーディネートを行っています。

子育てを手伝ってもらいたい利用会員からは、1時間当たり700円から1,000円までの範囲で利用料金をいただいておりますが、この料金は、子育ての手伝いをしたいサポート会員の方への費用となっております。

先ほどの質問でお答えをさせていただきましたが、利用会員の数が伸び悩んでいる状況ですが、少しでも利用会員をふやすとともに、一時的に支援が必要な場合などにも利用できることを広くPRしながら会員数ふやすことで、国庫補助対象となるファミリー・サポート・センターへの移行も視野に入れ、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（太田照彦君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） ありがとうございます。

利用者の負担金の軽減を図るという表現のほうが適切であったかと思います。私の言葉不足でありました。済みません。

ファミリー・サポート・センターへの移行も視野に入れた取り組みで計画を検討をされていると、そういうことですので、今後、大いにそうした計画とその成果を期待したいところであります。

以上をもって、2点目、コミュニティママ子育てサポート事業の質問を終了して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（太田照彦君） 以上をもちまして、市政に対する一般質問を終わります。

これより議案付託表を配付いたさせます。

〔議案付託表配付〕

○議長（太田照彦君） ただいま議題となっている議第41号から議第44号までの4案件につき

ましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、総務産業建設常任委員会は6月23日午前10時から、民生教育常任委員会は6月24日午前10時から、それぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから6月25日までの6日間休会したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 御異議はないものと認めます。よって、あすから6月25日までの6日間休会することに決定いたしました。

---

#### 散会の宣告

○議長（太田照彦君） 本日は、これをもって散会いたします。

6月26日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦勞さまでございました。

散会 午後3時44分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年6月19日

美濃市議会議長                      太   田   照   彦

署 名 議 員                      古   田   秀   文

署 名 議 員                      岡   部   忠   敏

平成27年6月26日

平成27年第3回美濃市議会定例会会議録（第3号）



## 議 事 日 程 (第 3 号)

平成27年 6 月 26 日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第41号 平成27年度美濃市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 3 議第42号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議第43号 美濃市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第44号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第 5 までの各事件

---

### 出席議員 ( 1 3 名 )

1 番	豊 澤 正 信 君	2 番	梅 村 辰 郎 君
3 番	梅 村 栄 一 君	4 番	永 田 知 子 君
5 番	古 田 秀 文 君	6 番	岡 部 忠 敏 君
7 番	辻 文 男 君	8 番	庄 司 義 廣 君
9 番	古 田 豊 君	10 番	太 田 照 彦 君
11 番	森 福 子 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

### 欠席議員 ( なし )

---

### 説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	市 原 英 樹 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	堀 部 勉 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	古 田 和 彦 君	産 業 振 興 部 長	林 信 一 君
建 設 部 長	辻 隆 男 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	島 田 利 克 君
教 育 次 長	古 田 俊 彦 君	美 濃 病 院 事 務 局 長 兼 管 理 課 長	柴 田 徳 美 君
建 設 部 参 事 兼 土 木 課 長	須 田 剛 史 君	参 事 兼 秘 書 課 長	市 原 俊 美 君
総 務 課 長	澤 村 浩 君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 平野 一彦

議会事務局長 武井 誠  
議次

議会事務局長主査  
兼議事調査係長 加藤 広安

## 開議の宣告

○議長（太田照彦君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

○議長（太田照彦君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田照彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、7番 辻文男君、8番 庄司義廣君の両君を指名いたします。

---

### 第2 議第41号から第5 議第44号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（太田照彦君） 日程第2、議第41号から日程第5、議第44号までの4案件を一括して議題といたします。

これから、4案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫君。

○総務産業建設常任委員会委員長（佐藤好夫君） おはようございます。

今期定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る6月23日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第41号 平成27年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第42号 美濃市積立基金条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第43号 美濃市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり決定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（太田照彦君） 次に、民生教育常任委員会委員長 庄司義廣君。

○民生教育常任委員会委員長（庄司義廣君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において、民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る6月24日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に、議第41号 平成27年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中、民生教育常任委員

会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第44号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（太田照彦君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（太田照彦君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に、議第41号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第41号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第42号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第42号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第43号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第43号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議第44号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（太田照彦君） 挙手全員であります。よって、議第44号は委員長報告のとおり可決いたしました。

---

### 閉会の宣告

○議長（太田照彦君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、平成27年第3回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時07分

---

### 市長挨拶

○議長（太田照彦君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第3回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、平成27年度一般会計補正予算を初めとする4案件の議案につきまして、慎重に審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただきました。まことにありがとうございました。

会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政に反映するよう努力してまいります。

また、今議会において、地方創生特別委員会を設置していただきましたので、議員の皆様活発な御議論を期待するものでございます。

去る6月10日、岐阜県による美濃和紙活性化会議の初会合が県庁で開催されました。後継者の育成、需要拡大、地域の魅力向上など、美濃和紙活性化への活発な意見交換が行われました。古田知事からも、あらゆる機会を捉えて美濃和紙の魅力を国内外に伝え、販路拡大に貢献したいといった強い決意ということで、県として美濃和紙活性化に向け、積極的な施策の展開を進めるとされました。今後は、当市の美濃和紙千年プロジェクトを核に、岐阜県と連携しながら美濃市の活性化に努めてまいりたいと思っております。

また、5月16日から開催されました花の祭典、花フェスタ2015ぎふでは、開会式参加者に、350本の本美濃紙のバラの花が配布され、公園内には、100基の美濃和紙あかりアート作品を展示し、期間中37日間で41万人余りの方々に、美濃和紙の魅力を広くアピールすることができました。

また、7月4日には、本年10月11日に揖斐川町谷汲で開催される全国育樹祭のプレイベントとして、全国育樹祭100年の森づくりリレーを美濃和紙の里会館で行います。多くの市民の皆様に参加いただき、育樹祭への機運を盛り上げるとともに、「手から手へ 豊かな緑で

ぼくらの未来、100年先の森林づくり」について考える機会としていきたいと考えています。

このほか、8月1日には美濃市花火大会、8月2日には岐阜県消防操法大会が海津市で行われ、大矢田分団がポンプ車操法に出場いたします。

また、8月29日からは、白川郷・五箇山合掌集落世界文化遺産登録20周年を記念して、美濃和紙あかりアートin白川郷合掌づくり集落が行われます。美濃市の子供たちと白川村の子供たちとの交流による、美濃和紙を使ったあかりアート作品を含め、合掌づくり集落を優しい光で照らし出し、美濃和紙を世界に向けて、広くアピールすることとしています。

8月30日には、洲原地区において、局地的集中豪雨による洪水や、土砂崩れの発生を想定した総合防災訓練の実施を予定しています。これから本格的な梅雨の時期を迎え、短期的・局地的な集中豪雨や河川の氾濫など、災害への備えとともに、市民や消防団など協力を得まして、防災・減災意識の高揚に努めてまいります。

終わりに当たり、梅雨から夏本番に向け、体調を崩しやすい時期でもあります。議員各位には健康に十分御留意され、市政進展のために一層の御活躍を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（太田照彦君） 本定例会には、平成27年度一般会計補正予算を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願い申し上げます。

本日は御苦勞さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年 6 月26日

美濃市議会議長                    太   田   照   彦

署 名 議 員                    辻            文   男

署 名 議 員                    庄   司   義   廣

## 総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第41号	平成27年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中所管部に関する事項	原案可決
議第42号	美濃市積立基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第43号	美濃市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成27年6月23日

総務産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫

美濃市議会議長 太田照彦様

## 民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第41号	平成27年度美濃市一般会計補正予算（第2号）中所管部に関する事項	原案可決
議第44号	美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成27年6月24日

民生教育常任委員会委員長 庄司義廣

美濃市議会議長 太田照彦様